

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2023 年 4 月 3 日

J トラスト株式会社

2023年4月3日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
Jトラスト株式会社
代表取締役 藤澤 信義

Jトラスト株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2023年2月14日付でNexus Bank株式会社（以下、「Nexus Bank」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、Nexus Bankを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める当社の事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2023年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に係る手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

- (1) 差止請求

Nexus Bank に対し、本合併の差止請求を行った株主はありませんでした。

- (2) 反対株主の買取請求

Nexus Bank は、2023年2月22日付で、会社法第785条第3項の規定に基づく株主への通知を行いました。期限までに株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。

- (3) 新株予約権買取請求

Nexus Bank は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

- (4) 債権者の異議

Nexus Bank は、2023年2月22日付で、官報及び日刊工業新聞による公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に係る手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 差止請求

当社に対し、本合併の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、2023 年 2 月 22 日付で電子公告を行いました。期限までに株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、2023 年 2 月 22 日付で官報による公告及び電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、効力発生日をもって、Nexus Bank の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2023 年 4 月 13 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2023 年 2 月 22 日

Nexus Bank 株式会社

2023年2月22日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

Nexus Bank 株式会社

代表取締役 熱田 龍一

Nexus Bank 株式会社（以下、「当社」といいます。）と J トラスト株式会社（以下「J トラスト」といいます。）は、2023年2月14日付で、当社の完全親会社である J トラストとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、J トラストを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）の内容

別紙 I のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項及び合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第2号）

J トラストは、当社の発行済全株式を保有しているため、本合併にあたり、当社の株主に対してその保有する当社の株式に代わる金銭等の交付は行いませんので、該当事項はございません。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

本合併契約の締結日において、当社が発行している有効な新株予約権はなく、新株予約権の新株予約権者に対して交付する対価はありませんので、該当事項はございません。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

4. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号イ）

別紙Ⅱのとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はございません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ハ）

- ① Jトラストは、2022年3月31日付で、エイチ・エス証券株式会社（現：Jトラストグローバル証券株式会社）の全株式を取得し、同社を完全子会社化いたしました。
- ② Jトラストは、2022年11月14日付で、株式会社ミライノベートとの間で吸収合併契約を締結し、2023年2月1日を効力発生日として、Jトラストを吸収合併存続会社、株式会社ミライノベートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

5. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号イ）

当社は、2022年4月21日付で、その完全子会社である SAMURAI TECHNOLOGY 株式会社の全株式を大竹雅治氏に売却いたしました。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生日以後のJトラストの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれており、また、本合併の効力発生日以後の当社の収益状況及びキャッシュ・

フローの状況につき、Jトラストの債務履行に支障を及ぼすおそれのある事態は、現時点において予測されておりません。従って本合併の効力発生日以後におけるJトラストの債務の履行の見込みに問題はないものと判断いたしました。

以上

別紙 I

吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

Jトラスト株式会社（以下、「甲」という。）と Nexus Bank 株式会社（以下、「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：Jトラスト株式会社

住所：東京都港区南麻布四丁目5番48号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：Nexus Bank 株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

第3条（合併に際し交付する株式数及び割当てに関する事項）

甲は、乙の発行済全株式を保有しているため、本合併にあたり、乙の株主に対してその保有する乙の株式に代わる金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金等の額）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（株主総会）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を経ることなく本合併を行う。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を経ることなく本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年4月1日とする。但し、本合併に係る手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（会社財産の承継）

甲は、前条に定める効力発生日において、本基準時における乙の資産及び負債並びに権利義務の一切を承継するものとする。

第8条（会社財産の管理）

1. 甲及び乙は、本契約の締結日から本合併の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を遂行し、かつ一切の財産を管理、運用し、自己の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は将来の損益状況に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合には、相手方当事者と協議するものとする。
2. 乙は、本契約の締結日以降、本合併の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本合併の効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（合併条件の変更又は本契約の解除等）

1. 本契約の締結後、本合併の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議のうえ、本合併に係る条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本合併を行うために甲及び乙において法令に基づき本合併の効力発生日までに完了していることが必要不可欠な関係官庁等からの許認可等の取得又は関係官庁等に対する届出等（いずれももしあれば）が完了しなかった場合には、本契約は当然にその効力を失い、甲及び乙は、その後の対応について誠実に協議する。

第10条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを解決する。

[本頁以下余白]

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023年2月14日

東京都港区南麻布四丁目5番48号

甲 : Jトラスト株式会社
代表取締役 藤澤 信義

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

乙 : Nexus Bank 株式会社
代表取締役 熱田 龍一

別紙Ⅱ

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

※ なお、本別紙において、「当社」とは、吸収合併存続会社であるJトラスト株式会社のことを指します。

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、長期化する米中の対立問題や世界的な景気減速懸念等に加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大に伴う経済活動の停滞の影響が長引き、極めて厳しい状況にあります。これまで世界各国で感染拡大防止に向けて様々な対策が講じられてきましたが、欧米諸国を中心に、ワクチン接種の普及等による行動制限の緩和等により、経済・社会活動が回復しつつある一方で、新型コロナウイルス感染症の従来株から新たな脅威となり得る変異株への置き換わりにより感染拡大が懸念されるなど、経済回復への道のりは未だ先行き不透明な状況で推移しております。

こうした中であって、わが国経済においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停滞が依然として続いており、一時、感染対策の浸透やワクチン接種の普及等により経済・社会活動への制限が段階的に縮小され、持ち直しの動きも見られましたが、新型コロナウイルス感染症の変異株の確認により、再度感染拡大が懸念されるなど、引き続き厳しい状況で推移しております。

当社グループは、当連結会計年度において、このような新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により世界各国で経済環境が急変し、産業構造が大きく変動している中であって、事業ポートフォリオについて、抜本的な見直しが求められているとの認識の下、コロナ後をも見据えて、積極的に事業基盤の強化や持続的な成長の実現に向けた取り組みを行ってまいりました。

① 日本での事業展開について

当社は2021年3月に当社が保有するNexus Bank株式会社（東証JASDAQ上場、証券コード：4764、以下、「Nexus Bank」という。）の新株予約権の一部を株式会社オータス（本社：東京都渋谷区、代表取締役 竹谷治郎）に譲渡いたしました。また、2021年8月にファクタリング業を営む株式会社Frontier Capitalを設立いたしました。

株式会社日本保証（以下、「日本保証」という。）は、保証商品の多角化の一環として不動産担保ローンやクラウドファンディングを通じた保証を強化しております。不動産担保ローンでは、2021年4月に三井不動産リアルティ株式会社と、2021年12月に京阪電鉄不動産株式会社と新たに不動産担保ローンに対する保証を開始いたしました。また、クラウドファンディングを通じた保証では、提携先企業による日本保証の債務保証を組み込んだファンドの募集を通じて、融資型クラウドファンディングにおける債務保証や、不動産投資型クラウドファンディングにおける不動産買取保証などの取扱高が2021年12月時点で50億円を達成するなど順調に増加しております。当連結会計年度においても、融資型クラウドファンディ

ングでは、株式会社ZUUグループの株式会社COOL及び株式会社COOL SERVICESが運営する「cool」、不動産投資型クラウドファンディングでは、株式会社ミライノベート（旧株式会社プロスペクト）グループの株式会社グローベルス（旧 キーノート株式会社）が運営する「大家.com」や株式会社イーダブルジーが運営する「TOMOTAQU」、ONE DROP INVESTMENT株式会社が運営する「FUNDROP」等のクラウドファンディングサイトを通じた保証を開始しております。

② 海外での事業展開について

シンガポールでは、JTRUST ASIA PTE.LTD.（以下、「Jトラストアジア」という。）が、提起しておりました訴訟において、2020年10月6日、シンガポールの控訴裁判所はGroup Lease PCLの完全子会社であるGroup Lease Holdings Pte.Ltd.（以下、「GLH」という。）、「此下益司氏（以下、「此下氏」という。）ほか5社に対し、Jトラストアジアへ損害賠償として、70,006,122.49米ドル及び131,817.80シンガポールドルの合計額とシンガポールにおける訴訟費用を支払うよう命じる判決を言い渡しております。これによりJトラストアジアは、GLH及び此下氏より、当該判決の履行として2021年1月11日に37,000千米ドル、GLHより同年4月7日に17,000千米ドル、同年4月29日に7,200千米ドル、同年5月14日に1,250千米ドル及び同年7月19日に9,967千米ドル、さらに同年7月9日に訴訟費用として1,159千米ドルを受領し、当該判決につきましては、これまでの回収金を含め全額を回収いたしました。さらに、同年8月3日には、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額約124百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起しております。

また、韓国では、2021年8月に当社連結子会社である韓国のJTキャピタル株式会社（現Aキャピタル株式会社、以下、「JTキャピタル」という。）の全株式をVI金融投資株式会社の系列会社が設立する特別目的会社（SPC）への譲渡を完了いたしました。

さらに、インドネシアでは、PT Bank JTrust Indonesia Tbk.（以下、「Jトラスト銀行インドネシア」という。）が、2021年11月2日、飯田グループホールディングス株式会社（東証1部上場、証券コード：3291、以下、「飯田グループ」という。）傘下の子会社であるPT.ABDILUHUR KAWULOALIT（代表取締役 渡辺健一郎）と、同社が開発する「REIWA TOWN」の住宅販売に係る業務提携契約を締結しました。また、2021年11月25日、同じく飯田グループ傘下の子会社であるPT. IONE HOME INDONESIA（代表取締役社長 六角 暁）と、同社が開発する「ロンボク島・バリ島事業」の住宅販売に係る業務提携契約を締結しました。今後もインドネシア各地に事業を展開している飯田グループ各社との業務提携を順次増やしていきたいと考えており、引き続き、インドネシアの皆様の豊かな社会づくり及び生活に貢献してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における営業収益は、コロナ禍にもかかわらず底堅い日本金融事業や韓国金融事業に支えられ、42,325百万円（前連結会計年度比7.5%増）となりました。営業損益は、東南アジア金融事業において銀行業における貸出金残高が順調に回復してきているものの、未だ、利息収益が十分な額に達していないことや、PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE（以下、「JTO」という。）について、今後の事業計画の見直し等に伴うのれんの減損損失699百万円を計上したことによりその他の費用が増加した一方で、韓国や東南アジアの銀行業において貸出金の増加に伴い利息収益が増加したことや、Jトラスト銀行インドネシアにおいて訴訟損失引当金577百万円を取り崩したこと、上述のとおりGroup Lease PCL関連の勝訴判決に係る受領額7,847百万円をその他の収益に計上したこと等により、5,260百万円の営業利益（前連結会計年度は2,403百万円の営業損失）となりました。また、最終損益は、為替相場が円安に振れ、外貨建資産負債の評価替えによる為替差益を計上したことや、投資有価証券に対する売却損益や評価損益及びそれぞれに対応する税効果の計上に加えて、非継続事業からの損益としてJTキャピタルの株式売却損等を計上した結果、1,123百万円の親会社の所有者に帰属する当期利益（前連結会計年度は5,342百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失）となりました。

主な内訳につきましては以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	為替差益		657
金融損益	投資有価証券評価益	H Sホールディングス株式会社（旧 澤田ホールディングス株式会社）普通株式評価益	1,778
	投資有価証券売却益	Nexus Bank普通株式売却益	263
		Nexus Bank新株予約権売却益	189
	投資有価証券評価損	Nexus Bank普通株式評価損	△87
		Nexus BankA種優先株式評価損	△2,482
	持分法による投資損益		
法人所得 税費用	法人税等調整額	Nexus Bank株式（A種優先株式）評価損に対する税効果	528
		Nexus Bank株式（普通株式）評価損に対する税効果	46
		H Sホールディングス株式会社普通株式評価益に対する税効果	△607
		J T貯蓄銀行株式会社株式譲渡変更による税効果計上額の見直し	△623
		J T貯蓄銀行株式会社株式の留保利益に対する税効果	402
		J Tキャピタル株式の留保利益に対する税効果	154
非継続事業	関係会社株式売却損益	J Tキャピタル株式譲渡に係る株式売却損	△2,542

なお、当連結会計年度において、J Tキャピタルを非継続事業に分類しております。また、前連結会計年度において、非継続事業に分類しておりましたJ T貯蓄銀行株式会社（以下、「J T貯蓄銀行」という。）について、当連結会計年度に当該分類を中止し継続事業に分類しております。そのため、前連結会計年度の関連する数値については、組替えて表示しております。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

なお、文中の営業債権の残高につきましては、貸倒引当金控除前の残高で記載しております。

① 日本金融事業

日本国内において、主に、日本保証が信用保証業務、債権回収業務及びその他の金融業務を、パルティール債権回収株式会社が債権回収業務を行っております。

営業債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2020/12	2021/12	増減額	増減率	主な増減要因
債務保証残高	209,819	204,278	△5,541	△2.6%	
有担保	197,493	195,716	△1,777	△0.9%	海外不動産担保を含む不動産担保ローンに対する保証が増加するも、アパートローンに対する保証が減少
無担保	12,325	8,562	△3,763	△30.5%	個品割賦に対する保証について取扱いが減少
買取債権残高	16,258	16,787	529	3.3%	積極的な債権買取等による増加
商業手形残高	1,040	1,672	632	60.9%	大口商手割引の実行による増加
営業貸付金残高	1,139	2,626	1,487	130.5%	不動産担保ローンの増加

営業収益は債権買取を積極的に行ったことに加えて回収も好調に推移したことにより利息収益が増加したものの、債務保証残高の減少に伴い保証料収益が減少したことや、債権売却益が減少したこと等により9,781百万円（前連結会計年度比2.6%減）、セグメント利益は4,588百万円（前連結会計年度比5.6%減）となりました。

② 韓国及びモンゴル金融事業

韓国において、J T貯蓄銀行が貯蓄銀行業務を、T A資産管理貸付株式会社が不良債権の買取及び回収業務を行っております。また、モンゴルにおいて、J Trust Credit NBFが金融業務を行っております。なお、当連結会計年度において、割賦業務及びリース業務を行っていたJ Tキャピタルを株式譲渡したことにより、同社の業績並びに譲渡に伴う損益を非継続事業に分類するとともに連結の範囲から除外しております。

営業債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2020/12	2021/12	増減額	増減率	主な増減要因
銀行業における貸出 金残高	－	166,315	166,315	－	前期、J T貯蓄銀行における貸出金 残高を売却目的で保有する資産と して計上
営業貸付金残高	42,710	1,638	△41,071	△96.2%	当連結会計年度にJ Tキャピタル を株式譲渡により連結の範囲から 除外
買取債権残高	1,469	1,748	278	19.0%	定期的な債権買取による増加

営業収益は銀行業における貸出金残高の増加に伴い貯蓄銀行業務における利息収益が増加した事等により14,806百万円（前連結会計年度比19.5%増）、セグメント利益は3,208百万円（前連結会計年度比58.9%増）となりました。

③ 東南アジア金融事業

インドネシアにおいて、主にJトラスト銀行インドネシアが銀行業務を、PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA及びPT TURNAROUND ASSET INDONESIAが債権回収業務を、J TOが農機具ローン等のファイナンス業務を行っております。また、カンボジアにおいて、J Trust Royal Bank Plc.が銀行業務を行っております。

営業債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2020/12	2021/12	増減額	増減率	主な増減要因
銀行業における貸出 金残高	120,545	182,617	62,071	51.5%	新型コロナウイルス感染症の影響を 受けながらも、順調に残高は増加
インドネシア	51,504	80,500	28,996	56.3%	積極的にローン残高増強策を推進し たことにより、企業向け、金融機関 向け貸付が増加
カンボジア	69,041	102,116	33,075	47.9%	資金需要は堅調で、預金の増加にあ わせて貸出も増加、ビジネスバンキ ング部門が堅調に推移
営業貸付金残高	1,987	1,538	△449	△22.6%	新規貸付の抑制及び債権売却による 減少
買取債権残高	25,506	25,044	△461	△1.8%	回収が買取簿価を上回ったことによ る減少

営業収益は買取債権の回収益がやや低調に推移した一方で、前期における審査体制の充実を図るまでの間の営業貸付金の新規貸付抑制や保有有価証券の売却の影響から未だ十分に脱しきれていないものの、銀行業における貸出金の増加に伴い利息収益が増加したこと等により、16,797百万円（前連結会計年度比5.3%増）となりました。また、セグメント損失は、前期、保有有価証券の売却に伴い有価証券売却損を計上したことに対し、当期、費用負担が発生しなかったことや、現地にて提起されている訴訟における進展を踏まえて訴訟損失引当金を取り崩したことで費用が減少した一方で、銀行業における貸出金残高が順調に回復してきているものの、未だ、利息収益が十分な額に達していないことや、JTOについて、コロナの蔓延等のために事業の縮小を余儀なくされ、今後の事業計画の見直し等に伴うのれんの減損損失を計上したこと等により、6,372百万円（前連結会計年度は5,541百万円のセグメント損失）となりました。

④ 投資事業

投資事業につきましては、主にJトラストアジアが投資事業及び投資先の経営支援を行っております。

営業収益は642百万円（前連結会計年度比32.6%減）、セグメント損益は、シンガポールにおいて、Jトラストアジアが提起していた訴訟に係る勝訴判決の履行を受けたこと等により5,445百万円のセグメント利益（前連結会計年度は1,651百万円のセグメント損失）となりました。

⑤ その他の事業

その他の事業につきましては、主にJトラストシステム株式会社及びRobotシステム株式会社が当社グループのシステム開発、コンピュータの運用及び管理業務を、日本ファンディング株式会社が不動産業務を行っております。

営業収益は878百万円（前連結会計年度比44.3%増）、セグメント損益は430百万円のセグメント利益（前連結会計年度は310百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は3,924百万円であります。

主な内訳としては、日本金融事業において232百万円、韓国及びモンゴル金融事業において340百万円、東南アジア金融事業において970百万円、全社(共通)において2,160百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達残高は、社債310百万円、借入金26,629百万円、銀行業における預金437,755百万円、総合計残高464,694百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2019年12月期)	第45期 (2020年12月期)	第46期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
営 業 収 益	74,935百万円	24,728百万円	39,387百万円	42,325百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△)	△36,107百万円	△3,260百万円	△5,342百万円	1,123百万円
基本的1株当たり 当期利益又は損失(△)	△349.70円	△30.80円	△50.46円	10.61円
資 本 合 計	110,727百万円	118,905百万円	102,458百万円	107,945百万円
資 産 合 計	668,377百万円	731,384百万円	530,462百万円	610,631百万円

(注) 1. 当社は「国際財務報告基準(IFRS)」を適用しております。

2. 第44期(2019年12月期)につきましては、決算期変更により2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間となっております。

3. 第44期において行われた企業結合に係る暫定的な会計処理が第45期に確定しております。そのため、第44期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

4. 第45期において、キーノート(株)(現(株)グローバルス)、Jトラストカード(株)(現Nexus Card(株))、JT親愛貯蓄銀行(株)、JT貯蓄銀行、(株)KeyHolder及び同社子会社並びに同社関連会社を非継続事業に分類しております。そのため、第44期の「営業収益」は組替えて表示しております。

5. 第45期において、非継続事業に分類しておりましたJT貯蓄銀行は、当連結会計年度において当該分類を中止し継続事業に分類しております。そのため、第45期の「営業収益」は組替えて表示しております。

6. 当連結会計年度において、JTキャピタルを非継続事業に分類しております。そのため、第45期の「営業収益」は組替えて表示しております。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社は、「お客様のため、株主様のため、私たち自身のため、いかなるときも迅速に、誠実にチャレンジし続け、皆様とともに世界の未来を創造します。」を企業理念として掲げております。

② 経営方針

「既成概念にとらわれないファイナンシャルサービスを提供する企業体を目指す」のビジョンのもと、景気動向に業績が左右されない銀行業、債権買取回収事業を中核とする総合金融サービスを目指してまいります。収益モデルにつきましては、既存の事業ポートフォリオの価値や将来性を徹底的に見直すことにより収益構造の改善を図ってまいります。今後はこの方針をさらに加速させ、聖域を設けることなく、事業ポートフォリオの価値を見直し、新たな成長戦略を構築することにより、株主価値の最大化に努めてまいります。さらには、コンプライアンスやガバナンスを第一に考えた経営を機軸におき、お客様に付加価値の高い金融サービスを提供するなど地域とともに共存共栄で発展していく企業体を目指してまいります。

③ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

(日本金融事業)

信用保証業務では、既存の債務保証残高からの安定的な保証料収入をベースとして、アパートローン保証を中心とした収益構造から、不動産担保ローンやリバースモーゲージ型商品に対する保証事業、クラウドファンディングを活用した保証事業等へと軸足を移すべく、新商品の開発（多角化）を推進しております。不動産業界で以前問題となったアパートローンの保証につきましては、2021年12月末で154,713百万円（前連結会計年度末比0.2%減）と一定の残高を維持しており、今後も保証料収入は安定的に計上される予定です。また、入居率は問題以前とほぼ変わらず、現在まで保証履行も延滞もほとんど無い状態で推移しております。日本金融事業における主要な課題、対策は以下のとおりです。

項目	課題	対策
不動産担保ローンに対する保証事業	海外不動産に対する保証では、新型コロナウイルス感染症による海外渡航制限などにより低調に推移	不動産担保ローンに対する資金需要は旺盛であり、重点施策として不動産関連の保証事業に注力。2021年12月に京阪電鉄不動産株式会社と新たに不動産担保ローンに対する保証を開始するなど、国内において債務保証残高の増加に努める
リバースモーゲージ型商品に対する保証事業	<ul style="list-style-type: none"> 提携金融機関の拡大 高齢者のお客様の資金需要に対応した商品設計 	老後の安定した生活の困難さが社会問題化するなどリバースモーゲージの潜在的需要の高まりにつれて、着実な増加を見込む
クラウドファンディングを活用した保証事業	<ul style="list-style-type: none"> 大手が参入しないニッチな分野をターゲットとして、クラウドファンディング（不動産特定共同事業法に基づくものを含む）等を活用した保証事業について、積極的に参入を検討 クラウドファンディング業者との連携強化 	現在、クラウドファンディング業者8社（注）と提携し、株式会社日本保証の債務保証を組み込んだファンドの共同組成に取り組んでいる。融資型クラウドファンディングにおける債務保証や、不動産投資型クラウドファンディングにおける不動産買取保証などの取扱高が2021年12月時点で50億円を達成するなど順調に増加しており、今後も収益基盤の強化に努める

(注)

提携先グループ	金融2種免許認可会社 又は 不動産特定共同事業認可会社	ファンド名
SAMURAI FINANCIAL HOLDINGS	SAMURAI証券株式会社	SAMURAI FUND（融資型）
株式会社CAMPFIREグループ	株式会社CAMPFIRE SOCIAL CAPITAL	CAMPFIRE Owners（融資型）
株式会社財全グループ	ソーシャルバンクZAIZEN株式会社	Pocket Funding（融資型）
株式会社ZUU （東証マザーズ:4387）	株式会社COOL及び株式会社COOL SERVICES	Cool（融資型）
株式会社ミライノバート （東証2部:3528）	株式会社グローベルス	大家.com（不動産投資型）
株式会社イーダブルジー		TOMOTAQU（不動産投資型）
ONE DROP INVESTMENT株式会社		FUNDROP（不動産投資型）
株式会社プレサンスコーポレーション （東証1部:3254）	株式会社プレサンスリアルタ ※2021年12月提携	プレファン（不動産投資型）

また、日本ファンディング株式会社が販売するIoTを標準搭載した賃貸物件（ROBOT HOUSE）の銀行取引顧客へのマッチングや購入者に対して株式会社日本保証が行うローン保証についての金融機関との提携交渉、不動産特定共同事業法（以下、「不特法」という。）に基づく事業を行っている不動産事業者への不特法事業用システムの販売や買取保証交渉等も進めてまいります。

さらに、債権回収業務では、全体の市場規模が縮小する中、債権購入価格の高騰が続いておりますが、金融機関等が実施するバルクセールにおいては、当社の過去の回収実績等により、高い利益率が見込まれるため、積極的に買取を進めてまいります。また、特に大型のカード債権は利益率が高く収益貢献に大きく寄与することから、今後も当社グループの高い回収力を背景として安定的・継続的な仕入れを実現し事業拡大を図ってまいります。

当社は2022年2月9日開催の取締役会において、H Sホールディングス株式会社の子会社であるエイチ・エス証券株式会社（以下、「エイチ・エス証券」という。）の発行済株式の全てを取得し子会社化するとともに、金融商品取引法に基づく金融商品取引業を開始することを決議し、H Sホールディングス株式会社と株式譲渡契約を締結いたしました。今後、エイチ・エス証券が有する機能や顧客層での強みを生かしつつ、投資銀行部門、IPO審査業務の強化を図ってまいります。また、証券会社のツールを取得したことにより、地域金融機関と連携した当社グループの保証事業や海外金融事業とのシナジー効果が発揮され、新たな商品の提供やサービスの拡充を通じて、より一層の事業拡大が図れるものと期待しております。さらに、ベンチャー起業層のニーズに応えられるプライベートバンキング事業への進出も検討してまいります。

（韓国及びモンゴル金融事業）

韓国においては、総合金融サービスを展開する上でのインフラが整っており、J T貯蓄銀行株式会社、T A資産管理貸付株式会社における安定的な収益計上が見込まれております。

2022年1月12日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、Nexus Bank株式会社（以下、「Nexus Bank」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することにつき決議し、Nexus Bankと株式交換契約を締結したことにより、J T親愛貯蓄銀行株式会社が連結子会社となり、更なる安定基盤の構築が見込まれることとなりました。また、韓国においては、直近では法定最高金利が2021年7月7日より24.0%から20.0%に引き下げられるなど毎年のように金融規制の変更が繰り返されておりますが、従前より影響を極力回避できるよう、柔軟に対応しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響も長引いておりますが、特段の影響は受けておりません。

このような中で、韓国各社は、次期につきましても、引き続き目標として緩やかな成長をかけた「量の成長」から「質の成長」を目指し、バランスの取れたRisk-Returnを目標に一定の資産規模を維持し、資産内容の質的な向上を追求してまいります。法定最高金利の引き下げや家計貸付の総量規制等金融規制が強化される中、貸付資産の収益性を改善するためには、資産健全性の強化（質の改善）が最も重要であり、これに向けて個人信用貸付の貸付審査システムの

高度化及び延滞率改善、企業向け貸付の強化を最重要課題として認識し実行してまいります。

一方で、量的成長も重要な課題と認識しており、営業力を最大限拡大し資本（BIS比率）の許す範囲で持続的な収益創出を導いていく予定です。また、Fintechを活用した審査システムを導入し、個人信用貸付の審査時間と費用を削減、継続的な審査基準のアップデートを行ってまいります。さらに債権回収システムの強化にも努め、人員拡充や教育など量的拡大はもちろん、事前モニタリングや法的措置など能動的な債権回収活動を職員各人に意識付けてまいります。

債権回収事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月以降に延滞発生した債権は売却禁止となっておりますが、現在も引き続き売却制限が継続中であります。これまで定期的に行われていた債権売却は、より延滞状況が進んだ債権に限定され供給の絶対値が減少しているため、競争が激化し価格が高騰しております。今後、新たな債権の購入のタイミングが重要となっており、これまでに培った高い回収力と遵法性を背景に事業拡大を図ってまいります。

（東南アジア金融事業）

東南アジア金融事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動等の停滞にやや回復の兆しがあり、新型コロナ対策の活動制限が徐々に緩和されたことで、内需を中心に経済活動が回復し、人流も戻りつつあります。インドネシア中央統計局の発表によると、2021年通年の国内総生産（GDP）成長率は、活動制限の緩和を受けて経済回復が進んだことにより、物価変動を除いた実質で、2020年のマイナス2.07%からプラス回復し、前年比3.69%で推移したとしております。このような中、PT Bank JTrust Indonesia Tbk.（以下、「Jトラスト銀行インドネシア」という。）及びJ Trust Royal Bank Plc.（以下、「Jトラストロイヤル銀行」という。）では、コロナ禍にもかかわらず、積極的な残高増強策により貸出金残高が増加しており、また、各種キャンペーンの効果により預金残高も増加し、流動性が改善され、COF（調達金利）も低下しております。Jトラスト銀行インドネシアにつきましては、永く営業損失が続いておりましたが、業績も上向きで年々赤字幅を縮小しており、今後は収益の柱の一つになるものと期待しております。東南アジア金融事業における主要な課題、対策は以下のとおりです。

項目	課題	対策
債権の積み上げ	収益基盤の強化	貸出増強に向けたミーティングをビジネス部門と日次実施し、ビジネス/審査部門の連携強化により体制を見直し、不良債権リスク低減を図りつつ積極的にローン残高、社債残高の積み上げを図る
自己資本の拡充	規制改正に伴い、インドネシア金融庁（OJK）が自己資本比率14.0%の達成を要求	Jトラスト銀行インドネシアへの資本注入により、2021年12月末の自己資本比率は15.6%となり、現状クリア。今後もOJKの要請に柔軟な対応が必要
マーケティング活動、流動性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の積み上げに対応する安定的な資金の確保 ・新型コロナウイルス感染症の影響による想定外の流動性の不足への対応 ・収益改善策としてCOF（調達金利）の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・TikTok等を利用した各種キャンペーンやイベント開催による新規顧客獲得、高金利預金の継続時引き下げ、その他個人向けモバイルバンキングシステムの稼働等により流動性を改善し、COF（調達金利）の低下を図る ・飯田グループホールディングス株式会社傘下のインドネシア子会社との住宅ローン業務提携を展開していく予定であり、今後の収益拡大に期待

また、PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIAでは、他の金融機関から買取りを行った不良債権について、回収人員や法的回収人員の増員、法的回収の強化等による回収金額の最大化を図っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響の下、債権回収がやや低調に推移しております。今後、この状況が改善し、債権の買取がさらに増加するにつれて、不動産売却市場の活性化が図られ債権回収も増加し好転していくものと考えております。さらにPT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCEでも、新規貸付の抑制により利息収益が大幅に減少している他、債権の不良化により貸倒費用が増加するなど厳しい状況が続いておりますが、コストを徹底的に下げて赤字幅を縮小し、債権回収の強化等による収益改善や、農機具等のローンの融資への特化を検討する等努めてまいります。

カンボジアにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は比較的小さく、カンボジア国立銀行（NBC）からの返済猶予等条件緩和の要請も現在終了しております。カンボジアの資金需要は堅調であり、Jトラストロイヤル銀行につきましては、預金残高の増加にあわせて貸出金残高もビジネスバンキング部門を中心に堅調に推移しており、既に成長モードに移行しているものと認識しております。今後も、業容拡大方針を維持し、COF（調達金利）を意識した金利の設定・管理や、低金利預金の獲得強化、新規顧客層の開拓強化、大企業取引との取引拡大、富裕層向け商品や各種普通預金商品のラインアップの充実、モバイルアプリ、ネットバンキングのサービス拡充等を通じて安定収益の確保を目指してまいります。

(投資事業)

投資事業においては、Group Lease PCL（以下、「GL」という。）に対する債権回収に努めてまいります。今後も裁判費用等の回収コストを抑制しつつ、回収強化を図ってまいります。なお、GLに対する債権につきましては、すでに全額引当を行っていることから、回収がなされる都度収益計上されます。

当社グループは、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により世界各国で経済環境が急変し、産業構造が大きく変動している中であって、事業ポートフォリオについて、抜本的な見直しが求められているとの認識の下、コロナ後をも見据えて、積極的に事業基盤の強化や持続的な成長の実現に向けた取り組みを行ってまいりましたが、事業ポートフォリオの再構築は次期で一定の目途が付き、次期以降は、グループが大きく成長していくフェーズに入ると捉えております。そのような中でも、手元流動性、事業基盤の強化及び持続的な成長の実現等について、様々な選択肢の中から最適な成長戦略を検討してまいりたいと考えております。

④ ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み強化

「地域環境」につきましては、事業活動や社会貢献活動を通じて、地球環境保全のための様々な取り組みを進めております。

「社会福祉」につきましては、孤児、障がい者、シングルマザー、独居老人など社会的弱者への支援を通じて、ノーマライゼーションの実現に貢献しております。

「地域社会」につきましては、地域社会との文化交流やスポーツの支援などを通して、地域の活性化、青少年の育成に貢献しております。

「ガバナンス」につきましては、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制を推進し、マネジメント体制、法令遵守への取り組みを強化してまいります。

当社グループは、企業理念の実践とコーポレート・ガバナンスの追求により、全てのステークホルダーと誠実に向き合い、バランスのとれた事業活動を行うことで、社会との共生から信頼される企業を目指します。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 日 本 保 証	95百万円	100%	信用保証業、金融業
パルティール債権回収株式会社	500百万円	(100%)	債権回収業
Robotシステム株式会社	10百万円	(100%)	システム事業
日本ファンディング株式会社	10百万円	100%	不動産事業
Jトラストシステム株式会社	80百万円	100%	システム事業
J T 貯 蓄 銀 行 株 式 会 社	99,984百万ウォン	100%	貯蓄銀行業
T A 資 産 管 理 貸 付 株 式 会 社	8,750百万ウォン	100%	債権回収業
J Trust Credit N B F I	2,500百万トゥグルグ	(100%)	金融業
PT Bank JTrust Indonesia Tbk.	12,636,174百万ルピア	74.23% (20.35%)	銀行業
PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA	256,213百万ルピア	73.79% (26.01%)	債権回収業
PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE	258,418百万ルピア	(67.90%)	マルチファイナンス業
PT TURNAROUND ASSET INDONESIA	45,000百万ルピア	(100%)	債権回収業
J Trust Royal Bank Plc.	75百万USドル	55.00%	銀行業
JTRUST ASIA PTE.LTD.	421百万 シンガポールドル	90.68% (9.32%)	投資業

(注) 1. () 書きの数値は、間接所有を示しております。

2. 上記重要な子会社を含めて、連結子会社は24社であります。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

4. 2021年1月22日付けにて、当社の連結子会社である株式会社日本保証がRobotシステム株式会社を子会社として設立し、連結子会社としております。

5. 2021年8月31日付けにて、J T キャピタル株式会社(現 A キャピタル株式会社)の全株式を譲渡したため、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 Key Holder	6,566百万円	29.83%	ホールディング業、不動産業
株式会社 UNITED PRODUCTIONS	2百万円	(29.83%)	映像制作業
株式会社 ノース・リバー	10百万円	(29.83%)	映像コンテンツ、ライブコンサートなどのトータルプロデュース業

- (注) 1. () 書きの数値は、間接所有を示しております。
 2. 上記重要な関連会社は、持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業部門	主な事業内容
日本金融事業	信用保証業
	債権回収業
	その他の金融業
韓国及びモンゴル金融事業	貯蓄銀行業
	債権回収業
	金融業
東南アジア金融事業	銀行業
	債権回収業
	マルチファイナンス業
投資事業	国内外への投資業
その他の事業	コンピュータの運用及び管理業務、ソフトウェア受託開発及び運用指導業務等のシステム事業
	不動産事業

(8) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

(当社)

本店	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
大阪支店	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号
福岡支店	福岡市博多区博多駅南二丁目1番5号

(主要な子会社)

株式会社日本保証	東京都港区
パルティール債権回収株式会社	東京都品川区
Robotシステム株式会社	東京都港区
日本ファンディング株式会社	東京都港区
Jトラストシステム株式会社	東京都港区
J T貯蓄銀行株式会社	大韓民国京畿道城南市
T A資産管理貸付株式会社	大韓民国ソウル特別市
J Trust Credit NBFi	モンゴル国ウランバートル市
PT Bank JTrust Indonesia Tbk.	インドネシア共和国ジャカルタ
PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE	インドネシア共和国ジャカルタ
PT TURNAROUND ASSET INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
J Trust Royal Bank Plc.	カンボジア王国プノンペン特別市
JTRUST ASIA PTE.LTD.	シンガポール共和国

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

区 分	従 業 員 数
日 本 金 融 事 業	196名 (3名)
韓 国 及 び モ ン ゴ ル 金 融 事 業	277名 (7名)
東 南 ア ジ ア 金 融 事 業	1,893名 (49名)
投 資 事 業	2名 (-)
そ の 他 の 事 業	21名 (-)
全 社 (共 通)	36名 (-)
計	2,425名 (59名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)に記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 連結子会社を売却したこと及び連結子会社において支店の統廃合を実施したこと等により、従業員数が521名減少しております。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
大 阪 厚 生 信 用 金 庫	9,703百万円
株 式 会 社 西 京 銀 行	6,980百万円
株 式 会 社 ハ ナ 銀 行	1,100百万円
成 協 信 用 組 合	902百万円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	789百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

① 当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD. (以下、「Jトラストアジア」という。)は、以下の訴訟(以下、「本件訴訟」という。)を提起されております。

なお、Jトラストアジアのほか、当社及び以下の者が本件訴訟において被告として表示されていることも確認しておりますが、Jトラストアジア以外の被告として表示されている当社、当社グループ関係法人及び個人被告につきましては、各被告の所在国の法令に基づく適法な送達はなされておらず、モーリシャス裁判所において下される判決がそれらの法人及び個人に対して効力を有することはないとの見解を有しております。

「Jトラスト銀行 インドネシア」	PT Bank JTrust Indonesia Tbk.
「J T I I」	PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA
「個人被告」	当社及び当社子会社（Jトラストアジア、Jトラスト銀行インドネシア、J T I I）の役員数名
「L P S」	インドネシア預金保険機構及び同機構の役員（元役員を含む）数名
「Saab関係者」	英領バミューダ諸島の法人とされるSaab Financial (Bermuda) Ltd. (清算中)、レバノン法人とされるFederal Bank of Lebanon Sal及び同社らの所有者及び役員であるとされる個人数名
「FBME関係者」	英領ケイマン諸島の法人とされるFBME Ltd.及び同社の子会社とされるFBME Card Services Ltd.

- 1) 当該訴訟の提起があった年月日
2017年9月22日（モーリシャス最高裁判所（商務部））
- 2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (ア) 名称：
 - (i) First Global Funds Limited PCC
 - (ii) Weston International Asset Recovery Company Limited
 - (iii) Weston Capital Advisors, Inc.
 - (iv) Weston International Asset Recovery Corporation, Inc.
 - (v) Weston International Capital Limited
 - (イ) 住所：
 - (i) (ii) (iv) (v) モーリシャス共和国エベネ
 - (iii) 訴状によればモーリシャス共和国エベネとされているものの、当社弁護士によれば、モーリシャス共和国における登録は確認できず、アメリカ合衆国デラウェア州における登録のみ確認できたとのことです。
 - (ウ) 代表者の氏名： 不明
- 3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額
 - (ア) 訴訟の内容
現地弁護士より、原告らによる請求の内容は甚だ不明確であるものの、概ね、次頁のような請求であるとの説明を受けております。

請求1	Jトラストアジア、JTII、個人被告及びLPSが共謀して原告らに対する2015年モーリシャス判決（注）に基づく債務の支払いを怠らせたとして、これらの者に対して、連帯して2015年モーリシャス判決及び同判決に関して従前モーリシャス裁判所により発せられた資産凍結命令に服することを命じることの請求。
請求2	Saab関係者の債権者であった原告らに詐欺を行う意図のもと、全ての被告が共謀してマネーロンダリング等を行ったことにより原告らに損害が生じたとして、全ての被告に対する損害賠償の請求。
請求3	LPSが原告らに詐欺を行い、原告らによるJトラスト銀行インドネシアの取得を妨げようとしたとして、当社、Jトラストアジア、Jトラスト銀行インドネシア、JTII、個人被告及びLPSに対する損害賠償の請求。
請求4	原告らが2015年モーリシャス判決に基づいて支払いを求めようとして行った費用支出及び投資機会の喪失などにより多大な損失を被ったとして、当社、Jトラスト銀行インドネシア、JTII、個人被告及びLPSに対する損害補償の請求。
請求5	Jトラスト銀行インドネシアと、Saab関係者及びFBME関係者との間で行われた仲裁は詐欺的なものであり、その後のJトラスト銀行インドネシアからSaab関係者及びFBME関係者らへの和解金の支払いが違法であったとして、全ての被告に対する、当該和解による詐欺に基づく損害賠償の請求。
請求6	全ての被告に対して、全世界における資産凍結命令を発令することの請求。

（注）モーリシャス共和国の裁判所において、当社及びJトラスト銀行インドネシアに対し、総額110,000千米ドル（約119億円）の支払いを命じる判決を下したとされております。

（イ）請求金額

請求1	請求2	請求3	請求4	請求5
128,608千米ドル （約139億円）	128,000千米ドル （約139億円）	94,027千米ドル （約102億円）	50,000千米ドル （約54億円）	8,000千米ドル （約8億円）

請求6

当社、Jトラストアジア、Jトラスト銀行インドネシア、JTII、個人被告、LPSに対して、400,000千米ドル（約435億円）の範囲。FBME関係者、Saab関係者に対して、150,000千米ドル（約163億円）の範囲。

※日本円の換算は、2018年1月31日のレートに基づきます（1米ドル=108.79円）。

※訴状の記載は不明確ですが、訴状には、上記各請求につき、上記各金額以外に利息、費用又は金額不特定の補償請求を行うという趣旨の記載もあります。

② 当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.（以下、「Jトラストアジア」という。）は、以下の訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起されております。

なお、当社は、Jトラストアジアのほか、当社グループの役員数名及び当該役員個人の関連法人1社（総称して、以下、「個人被告」という。）が本件訴訟において被告として表示されていることも確認しております。

1) 当該訴訟の提起があった年月日

2018年3月28日（モーリシャス最高裁判所（商務部））

2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- (ア) 名称： (i) First Global Funds Limited PCC
(ii) Weston International Asset Recovery Company Limited
(iii) Weston Capital Advisors, Inc.
(iv) Weston International Asset Recovery Corporation, Inc.
(v) Weston International Capital Limited

- (イ) 住所： (i) (ii) (iv) (v) モーリシャス共和国エベネ
(iii) アメリカ合衆国ニューヨーク州

(ウ) 代表者の氏名： 不明

3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

(ア) 訴訟の内容

訴状記載の主張は不明確かつ裏付けのないものでありますが、現地弁護士より、請求内容の概要としては、Jトラストアジア及び個人被告が、2015年モーリシャス判決（注）、その後の全世界における資産凍結命令及びモーリシャス裁判所がその後に発した法廷侮辱命令を十分に認識しながら、当社及びPT Bank JTrust Indonesia Tbk. と共謀して、これらの決定に違反したことを理由とする、Jトラストアジア及び個人被告に対する損害賠償の請求であるとの説明を受けております。また、Jトラストアジア及び個人被告に対して、全世界における資産凍結命令を発令することも請求されているとのことです。

(注) モーリシャス共和国の裁判所において、当社及びPT Bank JTrust Indonesia Tbk.に対し、総額110,000千米ドル（約116億円）の支払いを命じる判決を下したとされております。

(イ) 請求金額

損害賠償請求額として280,000千米ドル（約297億円）、資産凍結命令の範囲として300,000千米ドル（約318億円）。

※日本円の換算は、2018年3月31日のレートに基づきます（1米ドル=106.24円）。

※訴状には、上記金額以外に、利息及び費用の請求を行うという趣旨の記載もあります。

③ 当社は、以下の訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起されております。

1) 当該訴訟の提起があった年月日

2020年9月11日（訴状記載の日付）

※当社は、本件訴訟に関して実際に訴訟の提起がなされたものであるか現地弁護士を通じて確認を行ってまいりましたところ、現地弁護士より、タイにおいて訴訟の提起がなされているものであるとの旨の連絡を受けました。

なお、当社にタイの裁判所からの召喚状及び訴状の写しが送付されてまいりましたが、日本の民事訴訟法に則った適法な送達はなされておられません。

- 2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名
(ア) 名称：Group Lease Public Company Limited
(イ) 住所：タイ王国バンコク都
(ウ) 代表者の氏名：Authorised Director 此下 竜矢
(提訴時) Authorised Director 田代 宗雄
Authorised Director Alain Jean Pascal Dufes
- 3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額
(ア) 訴訟の内容
原告は、当社及び他3被告が、原告及びその完全子会社であるGroup Lease Holdings Pte Ltdに対する法的手続きを行うことにより原告に対して共同して不法行為を行ったと主張しており、不法行為を止めるよう求めるとのことです。
(イ) 請求金額
損害賠償請求金額として9,130百万タイバーツ（約304億円）。
※日本円の換算は、2020年9月30日のレートに基づきます（1タイバーツ=3.34円）。

(12) 資本政策の基本的な方針

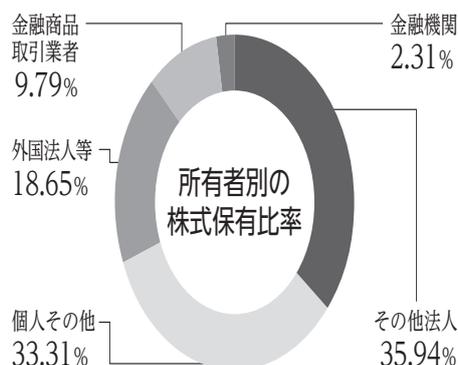
当社グループは、株主価値の最大化に向け、バランスの取れた資本配分の実施を行ってまいります。具体的には、事業環境の見通し、業績の見込み、財務状況等を踏まえ、M&A等の成長に向けた投資、自己株式の取得、及び配当金の支払いへの適切な資本配分を行っていく方針です。

このうち、自己株式の取得については、当社株価が割安で投資対象として魅力的であると判断した場合には機動的、積極的に実施してまいります。また、配当金の支払いについては、前述の方針のもとで余剰資金の積極的な還元を努めてまいります。

なお、今後、安定的に利益が確保できることになった場合には、配当性向等の具体的な数値目標を設定することを想定しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 115,469,910株
- (3) 株主数 11,965名
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
N L H D 株式会社	31,900,072株	30.13%
藤澤信義	10,901,772株	10.30%
KOREA SECURITIES DEPOSITORY - SHINHAN INVESTMENT	9,892,200株	9.34%
株式会社エスファイナンス	2,890,000株	2.73%
松井証券株式会社	2,851,800株	2.69%
ジャパンポケット株式会社	2,266,400株	2.14%
楽天証券株式会社	1,947,700株	1.84%
日本証券金融株式会社	1,936,600株	1.83%
T A I Y O F U N D , L . P .	1,398,500株	1.32%
立花証券株式会社	1,253,100株	1.18%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数 (9,599,226株) を控除して算出しております。
2. NLHD株式会社は、当社の代表取締役社長である藤澤信義氏が100%出資しております。また、ジャパンポケット株式会社は同氏が議決権の100%を実質的に所有しております。
3. 2020年6月15日付けでOK Holdings Co., Ltd. 及びその共同保有者より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2020年6月9日現在で同社及びその共同保有者が9,970,800株 (保有割合8.63%) を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
4. 2021年11月8日付けでタイヨウ・ファンド・マネージメント・エルエルシー及びその共同保有者より当社株式に係る大量保有報告書 (変更報告書) が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書 (変更報告書) において、2021年10月29日現在で同社及びその共同保有者が5,307,200株 (保有割合4.60%) を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
藤澤信義	代表取締役社長	最高執行役員 株式会社KeyHolder取締役会長 JTRUST ASIA PTE.LTD.代表取締役社長 株式会社ミライノバート取締役会長
千葉信育	代表取締役副社長	執行役員 東南アジア金融事業担当 JTRUST ASIA PTE.LTD.取締役 PT Bank JTrust Indonesia Tbk.理事 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事 PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE代表理事
足立伸	常務取締役	執行役員 海外法務担当兼東南アジア担当 JTRUST ASIA PTE.LTD.取締役 PT Bank JTrust Indonesia Tbk.代表理事
熱田龍一	常務取締役	執行役員 財務部門担当 株式会社日本保証代表取締役社長 日本ファンディング株式会社代表取締役社長 J Trust Royal Bank Plc.取締役
小松裕志	取締役	執行役員 社長室長 株式会社Frontier Capital代表取締役社長 株式会社岐阜フットボールクラブ代表取締役社長
畑谷剛	取締役(社外)	株式会社西京銀行取締役市場金融部長
石坂匡身	取締役(社外)	一般財団法人大蔵財務協会顧問
山根秀樹	常勤監査役(社外)	パルティール債権回収株式会社監査役
井上允人	監査役	井上事務所代表
小島高明	監査役(社外)	シンガポール国立大学兼任教授

- (注) 1. 当社は、取締役畑谷剛氏及び石坂匡身氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役山根秀樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2021年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏名	地位	担当
西川 幸宏	執行役員	経営企画部長
小田 克幸	執行役員	経理部長

(2) 当事業年度中の取締役の地位及び担当等の異動

氏名	変更後	変更前	異動年月日
足立 伸	常務取締役 執行役員 海外法務担当兼東南アジア担当	取締役 執行役員 海外法務担当兼東南アジア財務担当	2021年3月30日
熱田 龍一	常務取締役 執行役員 財務部門担当	常務取締役 執行役員 財務部長	2021年3月30日
小松 裕志	取締役 執行役員 社長室長 (新任)	—	2021年3月30日
畑谷 剛	社外取締役 (新任)	—	2021年3月30日
井口 文雄	取締役	取締役 執行役員 内部統制部長兼経理部門統括	2021年3月1日
	退任	取締役	2021年3月30日
五十嵐 紀男	退任	社外取締役	2021年3月30日
水田 龍二	退任	社外取締役	2021年3月30日
金子 正憲	退任	社外取締役	2021年3月30日

(3) 2022年1月1日以降の取締役の地位及び担当等の異動

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等として行った行為に起因する第三者からの損害賠償請求による損害賠償金や訴訟費用を当該保険契約により定められた限度額の範囲において填補することとしております。

ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た事実がある場合等、当該保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社（J Trust Royal Bank Plc.を除く）の取締役、監査役、執行役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 補償契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結していません。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、金銭による固定的な報酬である基本報酬を付与するものとする。

(イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額及び付与の時期の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定的な報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

(ウ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

当事業年度におきましては、2021年3月30日開催の取締役会において代表取締役社長 最高執行役員藤澤信義に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには最も適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	178百万円	178百万円	－	－	11名
（うち社外取締役）	（20百万円）	（20百万円）	（－）	（－）	（5名）
監査役	28百万円	28百万円	－	－	3名
（うち社外監査役）	（21百万円）	（21百万円）	（－）	（－）	（2名）
合計	206百万円	206百万円	－	－	14名
（うち社外役員）	（41百万円）	（41百万円）	（－）	（－）	（7名）

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には当社の子会社等から支給された役員報酬等はありません。

3. 取締役11名には、2021年3月30日開催の定時株主総会にて退任した取締役4名が含まれておりません。

4. 取締役の金銭報酬の額は、1998年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、1998年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	畑 谷 剛	株式会社西京銀行取締役市場金融部長
取 締 役	石 坂 匡 身	一般財団法人大蔵財務協会顧問
監 査 役	山 根 秀 樹	パルティール債権回収株式会社監査役
監 査 役	小 島 高 明	シンガポール国立大学兼任教授

- (注) 1. パルティール債権回収株式会社は、当社の子会社であります。
2. 株式会社西京銀行と当社の間には、資金の借入れ及び融資保証業務等の取引関係があります。
3. 上記1及び2を除いた他の法人等の重要な兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要
畑谷 剛 (社外取締役)	2021年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。金融機関における豊富な知識と役員経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各諸施策の決定やガバナンスの強化について有益な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
石坂 匡身 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。財務省出身者としての専門的見地と上場会社の豊富な役員経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、経営全般の監視と議案の審議における客観的かつ公正な立場から助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
山根 秀樹 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。豊富な金融機関の実務及び監査業務等の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
小島 高明 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。外務省出身者としての専門的見地と特命全権大使等の要職を歴任された経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、グローバルな視点から当社グループ企業全体の経営等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

また、取締役会に先立ち、事前に議案内容、その他重要事項について協議を行っております。

協議の結果、議案内容等に疑義が生じた場合は取締役会において、経営陣に対し提言を行う体制を整備しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び社外監査役小島高明氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度額はいずれも法令が定める最低責任限度額であります。

(8) 取締役会の実効性評価の結果と概要

当社は、取締役会の更なる実効性向上を図るため、社外取締役を含む全取締役を対象に、取締役の自己評価を踏まえ取締役会の実効性に関する評価を無記名アンケート形式にて実施しております。その結果、取締役会の役割を適切に果たし、有効に機能しているものと判断いたしました。なお、当社グループにおいては多様な業種の会社があるため、社外役員の理解がより得やすい運営をするように配慮してまいります。また、毎期末に、代表取締役社長が従業員による各取締役に対する評価を役員通信簿として実施し、広く意見を吸い上げ、取締役会全体の実効性について判断しております。評価結果を踏まえ、課題と認識した事項については、重点的に改善に向けた取り組みを進め、取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	160百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	174百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(6) 補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を経営の最重要課題と位置付けた上で、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決定を会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により行う旨を定款で定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、最近の業績の動向等を勘案し、1株当たり1円（中間配当無配）とし2022年3月31日を支払開始日といたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2018年12月13日）

- (1) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
  - ①当社グループ各社が自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、当社が適切な管理及び支援を行うことにより、当社グループにおける業務の適正の確保を図る。
  - ②「関係会社管理規程」を制定し、当社グループ各社に、一定の重要事項について、当社の事前承認又は報告を義務付ける。
  - ③子会社における業務の適正性を監視できる体制とするため、当社の役職員、若しくは当社の役職員相当に業務の適正性を監視できると認められる者が子会社の取締役若しくは監査役として就任する。また、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査し得る体制、及び監査役・監査役会が直接調査し得る体制とし、その報告は直接当社の代表取締役社長に報告される体制とする。
  - ④子会社の計数管理に関しては経理部門が分掌し、連結決算作成の管理監督を行う。
  - ⑤当社グループ各社の役員で構成される経営会議を開催し、業績及び各事業部門の業務進捗管理並びに業務執行状況について検討を行い、適切な対応を行う。
  - ⑥子会社のうち、株式会社については原則として取締役会設置会社とする。

### 【運用状況の概要】

- ①③原則として当社の役職員、若しくは当社の役職員相当に業務の適正性を監視できると認められる者が子会社の取締役又は監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視しております。また、子会社に対して当社内部統制・監査室が直接監査し得る体制、及び監査役・監査役会が直接調査し得る体制とし、その結果は直接当社代表取締役社長に報告しております。
- ①⑤当社グループ各社の役員で構成される経営会議を毎月1回開催し、子会社の業務執行状況等について検討・対応をしております。
- ②「関係会社管理規程」を策定し、社内グループウェア上に掲示する等によりこれを周知し、当社グループ各社に、一定の重要事項について、当社の事前承認又は報告を義務付けております。
- ④子会社の計数管理は経理部が分掌し、連結決算作成の管理監督を行っております。

- ⑥当社グループでは、株式会社については原則として取締役会設置会社としております。
- (2) 当社グループ各社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、「倫理憲章」及び「企業理念」並びに「行動理念」を経営の基本として策定し、当社グループはその規模や特性に応じて業務運営の効率性、情報の正確性、コンプライアンス体制を充実強化し、会社資産の健全化を追求する。これを実践するため、法令、定款の遵守はもとより、別に定める「コンプライアンス規則」等に基づく行動規範・企業倫理の遵守の徹底を図る。また、当社グループ各社の取締役及び使用人がこうした社会規範・倫理・法令等の遵守及び浸透を率先垂範することにより、公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。
  - ②これらの体制を監視・見直し・改善することを目的に設置されているコンプライアンス・リスク管理委員会を通じ、更なるコンプライアンス体制の強化につなげる。
  - ③財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。
  - ④当社グループ内の企業倫理相談窓口、及び外部通報相談窓口を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の問題について適切な対応を行う。
  - ⑤上記④に関する通報者の氏名及び情報等は秘匿し、通報者に対して、法令違反等を通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

#### 【運用状況の概要】

- ①「倫理憲章・企業理念・行動理念」及び「グループコンプライアンス規則」を策定し、社内グループウェア上に掲示する等により周知徹底を図っております。
- ②当事業年度においてコンプライアンス・リスク管理委員会を4回開催し、グループ内における法令遵守状況及び問題点等を報告し、発生原因・対応策等について議論・改善を行っております。
- ③当社内部統制・監査室において、グループ内の各事業拠点を対象に財務報告に係る内部統制評価を実施し、必要に応じて改善を図っております。
- ④⑤社内・社外に内部通報窓口を設け、法令違反その他コンプライアンス上の問題について適切な対応を行う体制を確保しております。また、内部通報窓口へ報告及び相談を行ったことを理由として、当該従業員が人事処遇その他の不利益を受けない旨を「グループコンプライアンス規則」に定め、周知徹底を図っております。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①「文書管理規程」に基づき、当社の所管する部署は、法定の議事録及び任意の経営会議議事録の他、重要な職務の執行に係る文書等を、その添付資料とともに、社内規程の定めるところによりこれを適切に保管し管理する。また、当該資料については、当社の取締役・監査役が常時閲覧することができるものとする。
- ②「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役・監査役が常時閲覧することができるものとする。

**【運用状況の概要】**

- ①取締役会議事録等の法定議事録及び経営会議議事録等は、所管部署において「文書管理規程」に定めた保存年限に基づき適切に保管・管理し、当社の取締役・監査役から当該資料の閲覧を請求された際には適切に対応しております。
  - ②各子会社における法定議事録の写し等は、当社総務部が適宜提出を受け、保管・管理し、当社の取締役・監査役から当該資料の閲覧を請求された際には適切に対応しております。
- (4) 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理については以下の内容にて取組むものとする。
- ①適正なリスク管理体制の構築・運営及び対応のため「リスク管理規程」を制定し、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定める。
  - ②上記規程に基づき、具体的な手順を記述した「リスク管理マニュアル」を制定し、潜在するリスクに対する情報の抽出及び評価を行い、迅速かつ実践的な対処を可能にする。
  - ③社内外で想定される将来リスクを的確に予測・整理し、事前に対策を講じること等を主目的とするリスク管理部門を中心として、各部門において一層のリスク管理体制強化を図るものとする。
  - ④上記にも関わらず不測の事態が発生した場合は、リスク総括責任者を本部長とする対策本部を発足し、速やかな調査と対応策を実践する。

**【運用状況の概要】**

- ①事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を「リスク管理規程」に定め、社内グループウェア上に掲示する等によりこれを周知し、適正なリスク管理体制の構築・運営及び対応に努めております。
- ②③リスク情報の抽出及び評価を行う手順を「リスク管理マニュアル」に定

め、運用しております。また、当該マニュアルにおいて、具体的なリスク収集手法やリスクの管理手順を整備し、社内外で発生することが想定される将来リスクや潜在リスクに対し、迅速かつ実践的な対応を行っております。

④不測の事態が生じた場合における対策本部の発足及び速やかな調査と対応策を決定・実施する手順を「リスク管理規程」に定めておりますが、当事業年度において該当事項はございません。

(5) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また、子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。

②電子稟議システムの活用により社外からでも稟議の閲覧、決裁を可能とし、意思決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。

③決定に基づく職務の執行については「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき担当役員が各責任者に対して指示し、執行される。また、内容が部門間にまたがるような場合は担当役員間にて調整を行い、効率的な執行体制を確保する。

#### 【運用状況の概要】

①当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を10回開催し、経営に関する重要事項及び個別案件の決議を行っております。また、子会社においては原則3ヶ月に1回以上の頻度で定時取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会をそれぞれ開催し、経営に関する重要事項及び個別案件の決議を行っております。

②当社では電子稟議システムの利用により社外からでも稟議申請案件の閲覧・決裁が可能な体制を整え、意思決定の迅速化を図っております。

③「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を策定し、各部署における職務の分掌及び職位毎の権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営が可能となる体制を確保しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

①監査役が必要とした場合は、職務を補助する使用人を置くものとする。その場合当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。

- ②監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

**【運用状況の概要】**

- ①②監査役の職務を補助する使用人の任命、人事評価等の事項は「監査役監査基準」に定められております。現在、監査役会の要請により監査役の職務を補助する使用人を兼務にて1名選任しております。
- (7) 監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項において同じ。）は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行う。
- ②当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、当社グループに重大な損害を与える事実が発生し得るおそれがあるとき、また、当社グループ各社の役職員による重大な違反行為を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告するものとする。
- ③当社の監査役は常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対して直接説明を求めることができる。
- ④当社の監査役は、当社グループ各社の取締役会及び経営会議の他、意思決定の過程、執行状況の把握のため随時委員会等の会議に出席することができる。また、代表取締役社長との定期的な意見交換により経営方針の確認等意思の疎通に努める。
- ⑤当社グループ内の企業倫理相談窓口、又は外部通報相談窓口で法令違反その他コンプライアンス上の問題について内部通報があった場合における、当社の監査役への迅速な報告体制を確保するものとする。
- ⑥上記①及び②の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

**【運用状況の概要】**

- ①③必要に応じて監査役が当社の取締役、使用人及び子会社の役職員に対し、直接、業務の執行状況等について説明を求めることが可能な旨が「監査役監査基準」に定められております。また、監査役から要請を受けた当社の取締役、使用人及び子会社の役職員は、その要請に対し適切に対応しております。
- ②当社及び子会社の役職員は、当社グループに対し重大な損害を与える事実が発生し得るおそれがあるとき、及び当社グループ各社の役職員による重大な違反行為を発見したときは、当社監査役に報告することが「監査役監査基準」に定められており、運用しております。

- ④監査役は、当社グループ各社の取締役会及び経営会議等の会議に出席し、意見を述べる事ができる旨が定められており、運用しております。また、四半期に一度、代表取締役と監査役との間で意見交換会を実施し、経営方針・会社が対処すべき課題等を共有しております。さらに、国内の子会社との間では従前同様に、月次でグループ監査役連絡会を開催し、子会社監査役との情報共有を図っております。また、海外子会社については当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、一般的な日常の監査にて情報共有・連携を図っております。
- ⑤⑥監査役に対し報告をした者が、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する旨を「グループコンプライアンス規則」に定め、適切に運用しております。また、社内・社外に相談窓口を設け、寄せられた情報は監査役へ報告される体制を確保しております。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制  
監査役職務の執行について生ずる費用等の請求の手続を定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

**【運用状況の概要】**

監査役職務執行の際に生じた費用等の請求については「監査役監査基準」に定められており、所定の手続きに従って監査役からの費用の請求、及びそれに対する支払いを行っております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備

- ①当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。
- ②当社は、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署を総務部門として、社内各部門長、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

**【運用状況の概要】**

- ①②当社グループでは、反社会的勢力の排除に向けた基本方針と対応について「反社会的勢力排除規程」及び「不当要求・暴力行為対応マニュアル」に定め、従業員に対し周知徹底を図っております。また、不当要求等に対応する対応部署を当社総務部とし、不当要求防止責任者を任命した上で、必要に応じて警察や暴力追放運動推進センター等と緊密に連携する体制を確保しております。

## <ご参考>

当社は、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めております。

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、倫理憲章として、以下の5原則を制定しております。

- ①企業の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、上場企業として健全な業務運営を行うとともに、企業活動の透明性を確保し、信頼される企業を目指します。
- ②法令の文言は勿論、その精神まで遵守し、未来世代のため、より豊かで公正な社会の実現に努めます。
- ③全ての関係者の人権を尊重し、社会・経済の健全な発展に貢献すると同時に、異なる文化的伝統や風習を尊重します。
- ④利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。また、反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。
- ⑤難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

また、当社は、「お客様のため、株主様のため、私たち自身のため、いかなるときも迅速に、誠実にチャレンジし続け、皆様とともに世界の未来を創造します。」を企業理念とし、以下のことを推進してまいります。

- ①お客様、株主の皆様、お取引先等、全てのステークホルダーをお客様と考え、その期待に応えるため、「お客様第一」の行動を実行してまいります。
- ②様々な事象に対し「迅速」に対応するとともに、現状に満足することなく「創意工夫・改善」を実行してまいります。
- ③「適時且つ正確な情報開示」を実行するとともに、業務執行にあたっては「高い倫理観」を持って取り組んでまいります。
- ④「新たなサービスや価値観を創造・提供」し、経済の発展に貢献してまいります。

さらに、倫理憲章に基づき、「企業理念」を実践するため「行動理念」である『J・T・R・U・S・T』を別途定めております。

『J』 = 「Justice」 公正な企業経営を行います。

『T』 = 「Teamwork」 経営の根幹である「人」の個性を活かした組織を作ります。

『R』 = 「Revolution」 常に革新志向で価値創造を行います。

『U』 = 「Uniqueness」 当社の独自性を大切にします。

『S』 = 「Safety」 お客様、ステークホルダーの皆様にご安心いただけるよう努めます。

『T』 = 「Thankfulness」 感謝の気持ちを忘れません。

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名のうち社外監査役は2名であります。社外監査役につきましては外務省出身者及び金融機関出身者で構成されており、経営監視機能は十分発揮できているものと考えております。

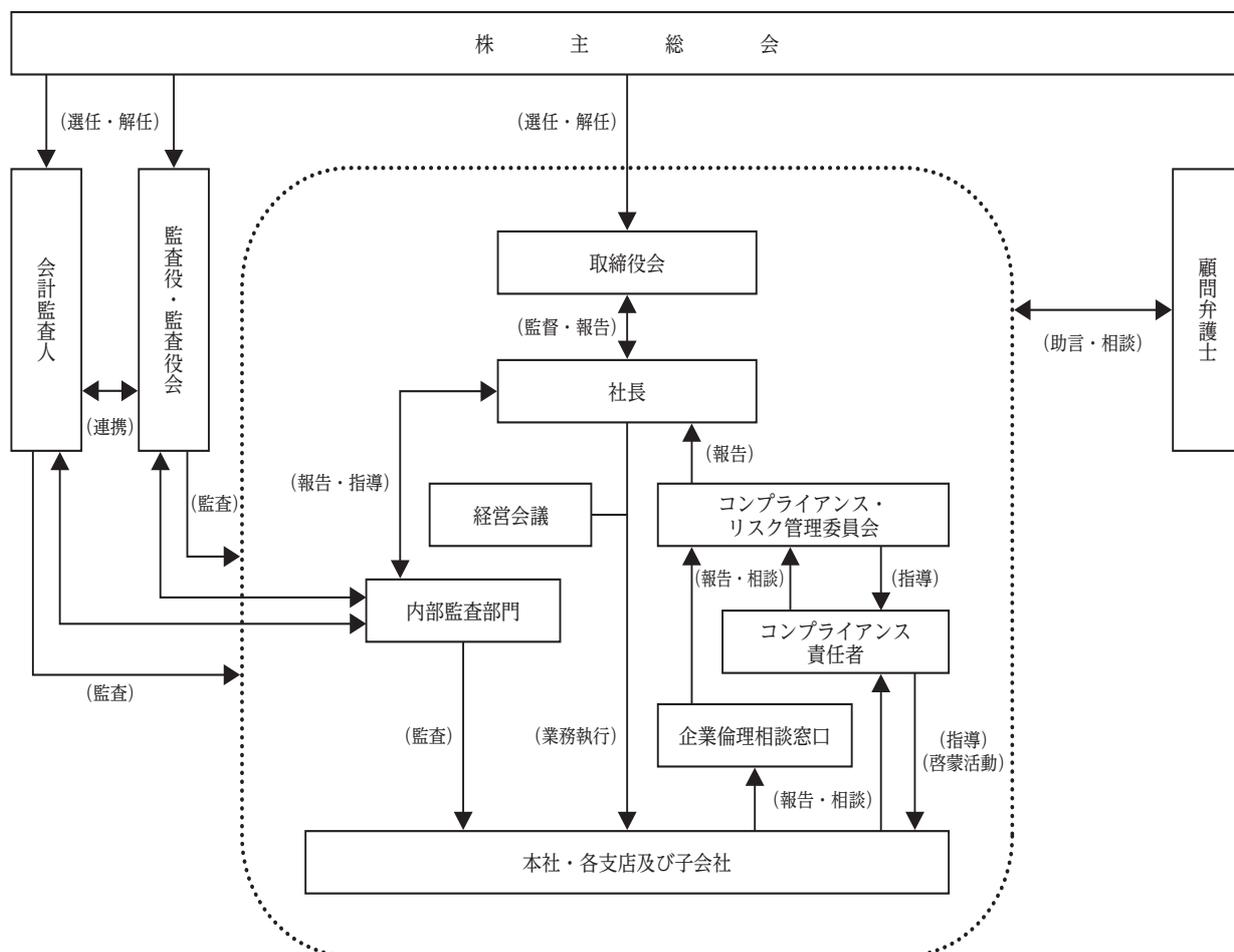
また、社外取締役2名を選任しており、取締役会の監督機能をより強固にする体制としております。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、Jトラストグループが社会と共生していくには、株主の皆様やお客様から高い信頼を得るとともに、企業価値の最大化を図ることが必要と考えています。そのため、コンプライアンス（倫理・法令遵守）を柱とし、経営のスピード向上と内部統制・監査機能の強化が両立したガバナンス体制の整備を行うとともに、コーポレート・ガバナンス宣言を掲げ、経営の迅速性、透明性、健全性を確保するよう取り組んでいます。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方の詳細は当社ウェブサイト (<https://www.jt-corp.co.jp/>) に掲載しております。

### (3) コーポレート・ガバナンス体制図



# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |         | 負 債 の 部       |         |
|-----------|---------|---------------|---------|
| 科 目       | 金 額     | 科 目           | 金 額     |
| 流 動 資 産   | 14,303  | 流 動 負 債       | 12,963  |
| 現金及び預金    | 5,039   | 短期借入金         | 450     |
| 関係会社短期貸付金 | 356     | 関係会社短期借入金     | 6,000   |
| その他       | 9,606   | 一年以内返済予定長期借入金 | 4,994   |
| 貸倒引当金     | △698    | 未払金           | 1,126   |
| 固 定 資 産   | 125,916 | 未払法人税等        | 4       |
| 有形固定資産    | 2,129   | その他           | 388     |
| 建 物       | 25      | 固 定 負 債       | 33,601  |
| 土 地       | 2,101   | 長期借入金         | 11,662  |
| その他       | 2       | 債務保証損失引当金     | 189     |
| 無形固定資産    | 15      | 関係会社事業損失引当金   | 15,691  |
| ソフトウェア    | 10      | 繰延税金負債        | 6,018   |
| その他       | 4       | 預り保証金         | 39      |
| 投資その他の資産  | 123,771 | その他           | 0       |
| 投資有価証券    | 27,071  | 負 債 合 計       | 46,565  |
| 関係会社株式    | 91,377  | 純 資 産 の 部     |         |
| 出 資 金     | 1,819   | 株 主 資 本       | 93,391  |
| 長期貸付金     | 3,450   | 資 本 金         | 90      |
| その他       | 2,026   | 資 本 剰 余 金     | 99,220  |
| 貸倒引当金     | △1,974  | 資本準備金         | 90      |
| 資 産 合 計   | 140,219 | その他資本剰余金      | 99,130  |
|           |         | 利益剰余金         | 1,767   |
|           |         | その他利益剰余金      | 1,767   |
|           |         | 繰越利益剰余金       | 1,767   |
|           |         | 自 己 株 式       | △7,685  |
|           |         | 評価・換算差額等      | 262     |
|           |         | その他有価証券評価差額金  | 262     |
|           |         | 純 資 産 合 計     | 93,654  |
|           |         | 負 債 純 資 産 合 計 | 140,219 |

# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金     | 額     |
|----------------|-------|-------|
| 営業収益           |       |       |
| 受取利息           | 20    |       |
| 受取配当           | 2,615 |       |
| 預金利息           | 98    |       |
| その他の営業収益       | 409   | 3,142 |
| 営業費用           |       |       |
| 借入金利息          | 669   |       |
| その他の営業費用       | 0     | 670   |
| 営業総利益          |       | 2,472 |
| 販売費及び一般管理費     |       | 1,737 |
| 営業利益           |       | 735   |
| 営業外収益          |       |       |
| 受取利息           | 110   |       |
| 受取配当           | 3     |       |
| 為替差益           | 881   |       |
| 雑収入            | 14    | 1,009 |
| 営業外費用          |       |       |
| 投資事業組合運用損失     | 43    |       |
| 雑損             | 0     | 44    |
| 経常利益           |       | 1,699 |
| 特別利益           |       |       |
| 固定資産売却益        | 1     |       |
| 投資有価証券売却益      | 680   |       |
| 関係会社株式売却益      | 476   |       |
| 債務保証損失引当金戻入額   | 2,599 |       |
| その他            | 0     | 3,758 |
| 特別損失           |       |       |
| 固定資産廃棄損        | 3     |       |
| 関係会社株式評価損      | 1,385 |       |
| 貸倒引当金繰入額       | 165   |       |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 1,911 |       |
| 連結納税個別帰属額調整損   | 78    | 3,544 |
| 税引前当期純利益       |       | 1,912 |
| 法人税、住民税及び事業税   | △709  |       |
| 法人税等調整額        | 855   | 145   |
| 当期純利益          |       | 1,767 |

# 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |          |         |                     |         |         |             |
|-----------------------------|---------|-----------|----------|---------|---------------------|---------|---------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         | 利 益 剰 余 金           |         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                             |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |             |
| 当 期 首 残 高                   | 54,760  | 54,098    | -        | 54,098  | △9,548              | △9,548  | △7,685  | 91,624      |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |          |         |                     |         |         |             |
| 減 資                         | △54,670 | △54,008   | 108,678  | 54,670  |                     |         |         | -           |
| 欠 損 填 補                     |         |           | △9,548   | △9,548  | 9,548               | 9,548   |         | -           |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |          |         | 1,767               | 1,767   |         | 1,767       |
| 自己株式の取得                     |         |           |          |         |                     |         | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |          |         |                     |         |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | △54,670 | △54,008   | 99,130   | 45,121  | 11,315              | 11,315  | △0      | 1,767       |
| 当 期 末 残 高                   | 90      | 90        | 99,130   | 99,220  | 1,767               | 1,767   | △7,685  | 93,391      |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純 資 産 計 合 |
|-----------------------------|------------------|----------------|-------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |           |
| 当 期 首 残 高                   | 1,260            | 1,260          | 0     | 92,885    |
| 事業年度中の変動額                   |                  |                |       |           |
| 減 資                         |                  |                |       | -         |
| 欠 損 填 補                     |                  |                |       | -         |
| 当 期 純 利 益                   |                  |                |       | 1,767     |
| 自己株式の取得                     |                  |                |       | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | △998             | △998           | △0    | △998      |
| 事業年度中の変動額合計                 | △998             | △998           | △0    | 768       |
| 当 期 末 残 高                   | 262              | 262            | -     | 93,654    |

(注) 資本金及び資本準備金の取崩については、一旦「その他資本剰余金」を経由して、欠損填補に充当されております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社 移動平均法による原価法  
株式
- ・その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

##### ③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却をしております。

##### ② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当会計年度の年度末に係る計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 貸借対照表に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 関係会社株式 | 91,377百万円 |
|--------|-----------|

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうち、時価を把握することが極めて困難な株式は、当該子会社の財政状態に超過収益力等を反映した価額を実質価額として算定し、この実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しております。

PT Bank JTrust Indonesia Tbk.株式の実質価額の算定に当たっては超過収益力等を含めており、のれんに減損が生じた場合には、実質価額の算定に影響を及ぼし、翌期の計算書類において、PT Bank JTrust Indonesia Tbk.株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

のれんに関する会計上の見積りに関する注記は、「連結注記表 1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑦会計上の見積りに関する注記 (i) のれんの評価」に記載しております。

当社は当会計期間中に関係会社株式評価損を1,385百万円計上いたしました。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保資産

担保に供している資産

|        |          |
|--------|----------|
| 預金     | 2,250百万円 |
| 建物     | 11百万円    |
| 土地     | 2,081百万円 |
| 関係会社株式 | 3,358百万円 |
| 計      | 7,702百万円 |

上記に対応する債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 400百万円    |
| 一年以内返済予定長期借入金 | 4,835百万円  |
| 長期借入金         | 7,547百万円  |
| 計             | 12,782百万円 |

担保に供している資産は、上記の債務の他に子会社の借入金に係る担保にもなっております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 18百万円

(4) 保証債務

①子会社の信用保証業務に関するもの

| 被保証者                | 保証金額       | 保証債務の内容       |
|---------------------|------------|---------------|
| 事業者及び消費者<br>45,485件 | 200,674百万円 | 金融機関等からの借入債務等 |

(注) 子会社の保証債務に対し連帯保証を行っております。

なお、上記には重畳的債務引受による連帯債務が含まれております。

②関係会社に関するもの

| 被保証者                                    | 保証金額     | 保証債務の内容     |
|-----------------------------------------|----------|-------------|
| (株)日本保証                                 | 1,459百万円 | 金融機関からの借入債務 |
| パルティール債権回収(株)                           | 194百万円   | 金融機関からの借入債務 |
| Jトラストシステム(株)                            | 385百万円   | 金融機関からの借入債務 |
| PT JTRUST<br>OLYMPINDO<br>MULTI FINANCE | 396百万円   | 金融機関からの借入債務 |

③その他に関するもの

| 被 保 証 者                  | 保 証 金 額 | 保 証 債 務 の 内 容 |
|--------------------------|---------|---------------|
| 役員、従業員、子会社<br>役員及び子会社従業員 | 249百万円  | 金融機関からの借入債務   |
| その他                      | 14百万円   | 金融機関からの借入債務   |

(5) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 4,361百万円 |
| 長期金銭債権 | 1百万円     |
| 短期金銭債務 | 229百万円   |
| 長期金銭債務 | 39百万円    |

5. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 3,084百万円

営業費用等 279百万円

営業取引以外の取引高 312百万円

(3) 特別利益

債務保証損失引当金戻入額は、損失負担見込額が減少したため計上したものであります。

(4) 特別損失

関係会社事業損失引当金繰入額は、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上したものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 9,599,226株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加268株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 有価証券評価損               | 317百万円           |
| 子会社株式                 | 16,363百万円        |
| 関係会社事業損失引当金           | 5,427百万円         |
| 繰越欠損金                 | 4,658百万円         |
| その他                   | 1,046百万円         |
| 繰延税金資産小計              | <u>27,813百万円</u> |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △3,821百万円        |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △23,155百万円       |
| 繰延税金資産合計              | <u>837百万円</u>    |

### 繰延税金負債

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 関係会社株式交換益     | △5,439百万円        |
| 資本剰余金からの配当金調整 | △732百万円          |
| 有価証券評価益       | △607百万円          |
| 合併受入資産評価差額金   | △38百万円           |
| その他           | △37百万円           |
| 繰延税金負債合計      | <u>△6,855百万円</u> |
| 繰延税金負債の純額     | <u>△6,018百万円</u> |

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                          | 所在地               | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%)  | 関連当事者との関係                | 取引の内容                    | 取引金額<br>(百万円) | 科目                    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------------------------|-------------------|-------------------|-------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------|-----------------------|---------------|
| 子会社 | (株)日本保証                         | 東京都港区             | 95                | 金融業   | 所有直接<br>100                | 役員の兼任<br>事業資金の借入<br>債務保証 | 短期事業資金の借入<br>(注1)        | 11,000        | 関係会社<br>短期借入金         | 6,000         |
|     |                                 |                   |                   |       |                            |                          | 短期事業資金の返済                | 5,000         |                       |               |
|     |                                 |                   |                   |       |                            |                          | 借入金等に対する<br>債務保証<br>(注2) | 202,134       | -                     | -             |
| 子会社 | Jトラストシステム(株)                    | 東京都港区             | 80                | システム業 | 所有直接<br>100                | 債務保証                     | 経費等の立替<br>(注3)           | 14            | その他<br>(流動資産)<br>(注3) | 1,968         |
|     |                                 |                   |                   |       |                            |                          | 立替の返済                    | 14            |                       |               |
|     |                                 |                   |                   |       |                            |                          | 借入金等に対する<br>債務保証<br>(注2) | 575           | -                     | -             |
| 子会社 | JTRUST ASIA PTE. LTD.           | シンガポール共和国         | 33,540            | 投資業   | 所有直接<br>90.6<br>間接<br>9.3  | 役員の兼任                    | 訴訟費用等の立替<br>(注4)         | 215           | その他<br>(流動資産)<br>(注4) | 11            |
|     |                                 |                   |                   |       |                            |                          | 立替の返済                    | 2,662         |                       |               |
| 子会社 | PT Bank JTrust Indonesia Tbk.   | インドネシア共和国ジャカルタ特別市 | 119,910           | 銀行業   | 所有直接<br>74.2<br>間接<br>20.3 | 役員の兼任<br>増資の引受<br>担保提供   | 社債の転換                    | 2,960         | 関係会社<br>社債            | -             |
|     |                                 |                   |                   |       |                            |                          | 新株予約権の引受<br>(注5)         | 4,720         | -                     | -             |
|     |                                 |                   |                   |       |                            |                          | 新株予約権の行使                 | 4,720         | -                     | -             |
|     |                                 |                   |                   |       |                            |                          | 増資の引受                    | 4,720         | -                     | -             |
| 子会社 | PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA | インドネシア共和国ジャカルタ特別市 | 2,073             | 債権回収業 | 所有直接<br>73.7<br>間接<br>26.0 | 役員の兼任<br>資金の貸付           | 資金の貸付<br>(注6)            | 1,405         | 関係会社<br>短期貸付金         | 356           |
|     |                                 |                   |                   |       |                            |                          | 資金の回収<br>(注6)            | 1,066         |                       |               |

#### 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 短期事業資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 金融機関等からの借入金、信用保証業務に係る保証債務に対して、保証を行っております。  
保証料率については、代位弁済の状況などを勘案して合理的に決定しております。  
なお、Jトラストシステム(株)の借入金に対する債務保証に対して、189百万円の債務保証損失引当金を計上しております。
3. Jトラストシステム(株)へのその他（流動資産）のうちの立替金に対し、全額貸倒引当金を計上しております。
4. その他（流動資産）のうちの訴訟費用等の立替については、連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.が係争中の訴訟に係る実際に発生した弁護士費用等を、立替金として求償しております。
5. 新株予約権の引受のうち、2,960百万円は関係会社社債を転換し充当しております。
6. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

#### (2) 役員等及び個人主要株主

| 種類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係      | 取引の内容                               | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----|----------------|---------------------------|--------------------|-------------------------------------|---------------|----|---------------|
| 役員 | 藤澤信義           | (被所有)<br>直接<br>10.30      | 当社<br>代表取締役社長      | 当社が保証する<br>借入金に対する<br>被保証予約<br>(注1) | 21            | -  | -             |
| 役員 | 千葉信育           | (被所有)<br>直接<br>0.44       | 当社<br>代表取締役<br>副社長 | 借入金に対する<br>債務保証<br>(注2)             | 69            | -  | -             |

#### 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社が保証する当社グループ役職員の借入金の一部について、保証予約を受けております。当該保証予約については、保証料の支払いはありません。
2. 金融機関からの借入金に係る保証債務に対して、保証を行っております。  
保証料率については、代位弁済の状況などを勘案して合理的に決定しております。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 884円61銭
- (2) 1株当たり当期純利益 16円69銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(1)当社は、2022年1月12日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、Nexus Bank株式会社（以下、「Nexus Bank」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本件株式交換」という。）を行うことを決議するとともに同日付けで株式交換契約を締結いたしました。

その概要は次のとおりであります。

### ①株式交換の目的

当社として、当該株式交換スキームが、両社のステークホルダーの利益に資するものと考え本件株式交換を行うものであります。

### ②株式交換する相手会社の名称等

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| (ア) 名称     | Nexus Bank株式会社        |
| (イ) 住所     | 東京都港区赤坂一丁目7番1号        |
| (ウ) 代表者の氏名 | 代表取締役社長 江口 譲二         |
| (エ) 資本金の額  | 414百万円（2021年12月31日現在） |
| (オ) 事業の内容  | ホールディング業務及び投資業務       |

### ③株式交換の効力発生日

2022年4月1日（予定）

### ④株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社とし、Nexus Bankを株式交換完全子会社とする株式交換であります。

Nexus Bankの普通株式1株に対して当社の普通株式0.20株、Nexus BankのA種優先株式1株に対して当社の普通株式20株が割当交付されます。ただし、当社が保有するNexus Bankの普通株式9,500,000株及びA種優先株式1,463,702株（2021年12月31日現在）については、本件株式交換による株式の割当は行いません。

### ⑤交換する株式の数、交換される株式の数、売却損益及び交換後の持分比率

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| (ア) 交換する株式の数  | Nexus Bankの普通株式 54,339,300株 |
| (イ) 交換される株式の数 | 当社の普通株式 10,867,860株         |
| (ウ) 売却損益      | 現時点では未確定であります。              |
| (エ) 交換後の持分比率  | 100%                        |

### ⑥その他重要な事項

本件株式交換は、2022年3月15日開催予定のNexus Bank定時株主総会の決議による承認を前提として行われる予定であります。

また、本件株式交換により、Nexus Bankの連結子会社であるSAMURAI TECHNOLOGY株式会社、Nexus Card株式会社、J T親愛貯蓄銀行株式会社が当社の連結子会社となります。

(2)当社は、2022年2月9日開催の取締役会において、H Sホールディングス株式会社の子会社であるエイチ・エス証券株式会社（以下、「エイチ・エス証券」という。）の発行済株式の全てを取得（以下、「本件株式取得」という。）し子会社化すること、及びそれに伴い新たな事業を開始することについて決議するとともに同日付けで株式譲渡契約を締結いたしました。

その概要は次のとおりであります。

#### ①株式取得の目的

今回、株式取得を決議したエイチ・エス証券は、国内外の株式・債券・投資信託を幅広く取り扱うとともに、投資銀行部門も有する総合証券会社であり、とりわけ、外貨建債券・外国株式の販売に強みを有しております。また、東京証券取引所が公表している主幹事候補証券会社18社（2021年12月1日現在）の内の1社であり、さらには、Tokyo Pro MarketでのJ-Adviserの資格も有するなど、個人向け・法人向けともに、その機能、提供可能なサービスは多岐にわたっております。

このようなエイチ・エス証券の機能や顧客層での強みを活かしつつ、当社グループにおける地域金融機関と連携した保証事業や海外金融事業とのシナジーを生み出していくことによって、新たなサービスの提供や商品ラインアップの多様化等を図っていくことができるものと期待しております。さらには、これまで我が国においては、十分に捉えられていなかった、ベンチャー起業層のニーズに的確に応えられるプライベート・バンクとしてのサービス提供等の新規の分野への進出もできるのではないかと考えております。

上記のとおり、当社グループが、金融商品取引法に基づく金融商品取引業を新たな事業として開始し、一層の事業拡大を推進していくことは、今後の成長に資するものと判断し本件株式取得を行うものであります。

#### ②株式取得する相手会社の名称等

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| (ア) 名称     | エイチ・エス証券株式会社            |
| (イ) 住所     | 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号        |
| (ウ) 代表者の氏名 | 代表取締役社長 小林 昇太郎          |
| (エ) 資本金の額  | 3,000百万円（2021年12月31日現在） |
| (オ) 事業の内容  | 金融商品取引法に基づく金融商品取引業      |

#### ③株式取得の時期

2022年4月1日（予定）

#### ④取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

|              |          |
|--------------|----------|
| (ア) 取得する株式の数 | 239,020株 |
| (イ) 取得価額     | 5,550百万円 |
| (ウ) 取得後の持分比率 | 100%     |

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

Jトラスト株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小松亮一 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

岩崎剛 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

今川義弘 

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Jトラスト株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 個別注記表 11. 重要な後発事象に関する注記(1)に記載されているとおり、会社は、2022年1月12日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、Nexus Bank 株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

2. 個別注記表 11. 重要な後発事象に関する注記(2)に記載されているとおり、会社は、2022年2月9日開催の取締役会において、HSホールディングス株式会社の子会社であるエイチ・エス証券株式会社の発行済株式の全てを取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

Jトラスト株式会社 監査役会

常勤社外監査役 山 根 秀 樹 ㊟

監 査 役 井 上 允 人 ㊟

社 外 監 査 役 小 島 高 明 ㊟

以 上

# 吸収合併に係る事前開示書類（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号に定める書面）

2023 年 3 月 29 日

Nexus Bank 株式会社

2023年3月29日

## 吸収合併に係る事前開示事項（変更）

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
Nexus Bank 株式会社  
代表取締役 熱田 龍一

Nexus Bank 株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2023年2月14日付でJトラスト株式会社（以下「Jトラスト」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、Jトラストを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、当社は、2023年2月22日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示書類の備置きを行っておりますが、開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第182条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

### 記

#### 【変更前】

1. 吸収合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）の内容

別紙Ⅰのとおりです。

4. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第182条第6項第1号イ)

別紙Ⅱのとおりです。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）

① Jトラストは、2022年3月31日付で、エイチ・エス証券株式会社（現：Jト

ラストグローバル証券株式会社)の全株式を取得し、同社を完全子会社化いたしました。

- ② Jトラストは、2022年11月14日付で、株式会社ミライノベートとの間で吸収合併契約を締結し、2023年2月1日を効力発生日として、Jトラストを吸収合併存続会社、株式会社ミライノベートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

5. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第2号イ）

当社は、2022年4月21日付で、その完全子会社であるSAMURAI TECHNOLOGY株式会社の全株式を大竹雅治氏に売却いたしました。

#### 【変更後】

1. 吸収合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）及び吸収合併契約に係る変更契約の内容

- (1) 本合併契約の内容

別紙Iのとおりです。

- (2) 本合併契約に係る変更契約の内容

当社は、2023年3月28日付で、Jトラストとの間で本合併契約に係る変更契約を締結いたしました。その内容は別紙I-iのとおりです。

4. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第182条第6項第1号イ)

Jトラストの2022年12月期に係る計算書類等の内容は別紙I-iiのとおりです。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項

第1号ハ)

Jトラストは、2022年11月14日付で、株式会社ミライノベートとの間で吸収合併契約を締結し、2023年2月1日を効力発生日として、Jトラストを吸収合併存続会社、株式会社ミライノベートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

5. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第2号イ）

該当事項はございません。

以上

## 別紙 I

吸収合併契約の内容

## 吸収合併契約書

Jトラスト株式会社（以下、「甲」という。）と Nexus Bank 株式会社（以下、「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、「本合併」という。）。

### 第2条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：Jトラスト株式会社

住所：東京都港区南麻布四丁目5番48号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：Nexus Bank 株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

### 第3条（合併に際し交付する株式数及び割当てに関する事項）

甲は、乙の発行済全株式を保有しているため、本合併にあたり、乙の株主に対してその保有する乙の株式に代わる金銭等の交付は行わない。

### 第4条（増加すべき資本金等の額）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

### 第5条（株主総会）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を経ることなく本合併を行う。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を経ることなく本合併を行う。

### 第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年4月1日とする。但し、本合併に係る手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

#### **第7条（会社財産の承継）**

甲は、前条に定める効力発生日において、本基準時における乙の資産及び負債並びに権利義務の一切を承継するものとする。

#### **第8条（会社財産の管理）**

1. 甲及び乙は、本契約の締結日から本合併の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を遂行し、かつ一切の財産を管理、運用し、自己の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は将来の損益状況に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合には、相手方当事者と協議するものとする。
2. 乙は、本契約の締結日以降、本合併の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本合併の効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

#### **第9条（合併条件の変更又は本契約の解除等）**

1. 本契約の締結後、本合併の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議のうえ、本合併に係る条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本合併を行うために甲及び乙において法令に基づき本合併の効力発生日までに完了していることが必要不可欠な関係官庁等からの許認可等の取得又は関係官庁等に対する届出等（いずれももしあれば）が完了しなかった場合には、本契約は当然にその効力を失い、甲及び乙は、その後の対応について誠実に協議する。

#### **第10条（協議解決）**

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを解決する。

[本頁以下余白]

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023年2月14日

東京都港区南麻布四丁目5番48号

甲 : Jトラスト株式会社  
代表取締役 藤澤 信義

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

乙 : Nexus Bank 株式会社  
代表取締役 熱田 龍一

別紙 I - i

吸収合併契約に係る変更契約の内容

## 吸収合併契約に係る変更契約書

Jトラスト株式会社（以下、「甲」という。）と Nexus Bank 株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間で締結した 2023 年 2 月 14 日付吸収合併契約書（以下、「原契約」という。）の内容を変更することにつき以下のとおり合意し、2023 年 3 月 28 日付でこの変更契約（以下、「本変更契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（定義）

本変更契約で用いられる用語は、本変更契約で定義されるものを除き、原契約で定義される意味を有するものとする。

### 第 2 条（原契約の変更）

甲及び乙は、甲が 2023 年 3 月 28 日付で本店所在地を変更したことに伴い、原契約第 2 条を以下のとおり変更することに合意する。

#### 【変更前】

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：Jトラスト株式会社

住所：東京都港区南麻布四丁目 5 番 48 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：Nexus Bank 株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

#### 【変更後】（下線部は変更箇所を示す）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：Jトラスト株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：Nexus Bank 株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

### 第 3 条（本変更契約に定めのない事項）

本変更契約に定めのない事項は、原契約のとおりとする。

本変更契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023年3月28日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

甲 : Jトラスト株式会社  
代表取締役 藤澤 信義

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

乙 : Nexus Bank 株式会社  
代表取締役 熱田 龍一

## 別紙Ⅱ－i

### Jトラストの2022年12月期に係る計算書類等の内容

なお、本別紙において、「当社」とは、吸収合併存続会社であるJトラスト株式会社のことを指します。

# 第 47 期事業報告

(2022 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日)

J トラスト株式会社

# 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは、事業基盤拡大に向けて取り組んでおり、当連結会計年度においては、総資産が1,115,927百万円（対前連結会計年度末比82.7%増）となり、初めて1兆円を超えることになりました。その結果、営業収益は82,419百万円（前連結会計年度比94.7%増）、営業利益は14,399百万円（前連結会計年度比173.7%増）とこれまでで最大の結果となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は12,632百万円（前連結会計年度比11,508百万円の増加）となり、2018年3月期にIFRSに移行してからは、最高となりました。

このように営業成績が著しく向上したのは、PT Bank JTrust Indonesia Tbk. (以下、「Jトラスト銀行インドネシア」という。)の黒字転換を始めとする収益向上に向けた経営努力や、Nexus Bank株式会社（以下、「Nexus Bank」という。）、Jトラストグローバル証券株式会社（旧 エイチ・エス証券株式会社、以下、「Jトラストグローバル証券」という。）の取得など積極的なM&A戦略による成果であると考えております。詳細は以下のとおりです。

#### ① 日本での事業展開について

当社は、2022年3月にHSホールディングス株式会社（東証スタンダード市場、証券コード：8699、以下、「HSホールディングス」という。）より、Jトラストグローバル証券を取得して連結子会社とし、金融商品取引法に基づく金融商品取引業（以下、「証券業務」という。）を新たな事業として開始いたしました。Jトラストグローバル証券は、2022年7月より、Jグランド株式会社（旧 日本ファンディング株式会社、以下、「Jグランド」という。）とビジネスマッチング（顧客紹介）契約書を締結し、Jグランドが企画・販売をしている投資用不動産のJトラストグローバル証券の顧客への紹介を開始しております。また、2022年11月より、株式会社西京銀行、株式会社日本保証（以下、「日本保証」という。）及びJトラストグローバル証券が提携し、日本保証において「有価証券担保ローン」に対する保証を開始しております。

日本保証では、保証商品の多角化の一環として不動産担保ローンに対する保証を強化しており、2022年6月に、川崎信用金庫が取り扱うローン商品「不動産担保ビジネスローン」に係る保証業務の取扱いを、2022年7月に、株式会社東和銀行が取り扱う「賃貸住宅ローン」及び「リバースモーゲージ」に係る保証業務の取扱いを開始いたしました。また、Jグランドでは、2022年8月に投資物件ブランド「J-ARC（ジェイアーク）シリーズ」の販売を開始しております。

また、当社は、Nexus Bankを2022年4月に株式交換により取得し連結子会社としており、その子会社であったNexus Card株式会社（以下、「Nexus Card」という。）を連結子会社としております。

持分法適用関連会社である株式会社Key Holderでは、2022年7月に、今後のデジタル広告関連分野におけるリレーションの強化を図ることを目的とし、株式会社フォースリーからインターネット広告事業及びインターネットメディア事業に関する権利義務の一部を承継いたしました。また、2022年9月に、SDGsに係る課題解決に向けた取り組みの一環として、ウェルネス事業を展開しているオイテル株式会社との間で、資本参加を含む業務提携契約を締結いたしました。

## ② 海外での事業展開について

インドネシアでは、Jトラスト銀行インドネシアが、日系大手デベロッパーの現地法人やインドネシアのデベロッパーとの間で住宅販売に係る業務提携を拡大しております。引き続き、インドネシアの皆様の豊かな社会づくり及び生活に貢献できるよう、SDGs目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」に取り組み、企業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えております。主な業務提携先は以下のとおりです。

(住宅販売)

| 提携年月     | 提携先                                | 親会社等                                                                                                                       | 開発場所            |
|----------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2021年11月 | PT.ABDILUHUR<br>KAWULOALIT         | 飯田グループホールディングス(株) (東証プライム市場、証券コード：3291)<br>傘下のインドネシア法人                                                                     | デポック市サワンガン地区    |
| 2021年11月 | PT. IONE HOME<br>INDONESIA         |                                                                                                                            | ロンボク島・バリ島       |
| 2022年2月  | PT.HAJIME<br>INDONESIA JAYA        |                                                                                                                            | 西ジャワ州チカラン市デルタマス |
| 2022年3月  | PT.DAX<br>JAYA INDONESIA           | (株)ダックス (本社：福岡県福岡市)<br>傘下のインドネシア法人                                                                                         | 南スラウェシ州マカッサル    |
| 2022年6月  | PT<br>Springhill Mizumi<br>Serpong | 阪急阪神ホールディングス(株) (東証プライム市場、証券コード：9042) 傘下の阪急阪神不動産(株) (本社:大阪市北区) とインドネシアの不動産デベロッパーであるSpringhillグループのPT NHL (本社:ジャカルタ) との合弁会社 | バンテン州タンゲラン県チサウ郡 |

| 提携年月     | 提携先                            | 親会社等                                                           | 開発場所               |
|----------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2022年8月  | PT Grahabuana<br>Cikarang      | インドネシア大手不動産開発会社<br>JABABEKAグループの子会社                            | 西ジャワ州ブカシ県<br>東チカラン |
| 2022年8月  | PT Jababeka Creed<br>Residence | 上記PT Grahabuana Cikarang と<br>CREED GROUP(本社:東京都千代田区)の<br>合併会社 |                    |
| 2022年11月 | PT.Pakuan.Tbk                  | インドネシアの不動産デベロッパーである<br>Vasantaグループの子会社 (三菱商事グル<br>ープ会社と共同開発)   | 西ジャワ州デポック          |

また、当社グループでは、建設業、鉱業、農林事業分野において益々の成長が見込まれると期待しており、業務提携契約を締結しております。これからもこのような取り組みを通して、インドネシアの産業発展、経済成長に積極的な寄与を続けてまいります。主な業務提携先は以下のとおりです。

(重機販売)

| 提携年月    | 提携先                                                    | 親会社等                                              |
|---------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 2022年7月 | PT Daya Kobelco<br>Construction Machinery<br>Indonesia | (株)神戸製鋼所 (東証プライム市場、証券コード：<br>5406)<br>傘下のインドネシア法人 |
| 2022年8月 | PT<br>Hexindo Adiperkasa                               | 日立建機(株) (東証プライム市場、証券コード：6305)<br>傘下のインドネシア法人      |

韓国では、昨今の景気状況の急変や新型コロナウイルス感染症による影響により、個人回生（個人を対象にした再生手続）の件数が徐々に増加傾向にあるため、現状では貸付残高を維持する戦略と正常的な返済が行われるよう管理することが長期的に会社の発展に役に立つものと判断し、徹底した延滞管理を通じて貸倒償却費の抑制に向けて最大限努力しております。

カンボジアでは、流動性預金獲得のため、①口座維持手数料が無料（Debitカード無料発行）の普通預金商品「The One」、②貯蓄、積立目的専用の貯蓄型普通預金商品「Goal Saving」、③預金額に応じ優遇金利が適用され、専用ラウンジでの接客応対等、他普通預金商品と差別化を図った富裕層向け普通預金商品「Premier Saving Plus」などによる普通預金商品獲得を目指しております。また、資金調達につきましても、通常預金とは別枠で資金調達を検討しており、さらに、FaceBook、SNS等各種メディアを中心にマーケティング施策強化を継続しております。

以上の結果、当連結会計年度における営業収益は、Jトラストグローバル証券やJT親愛貯蓄銀行株式会社（以下、「JT親愛貯蓄銀行」という。）が第2四半期連結会計期間から損益上連結対象となったことに加えて、韓国や東南アジアの金融事業において銀行業にお

る貸出金残高が増加し、利息収益が好調に推移したことにより過去最大となる82,419百万円（前連結会計年度比94.7%増）となりました。

営業利益については、東南アジア金融事業において、PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE（以下、「J T O」という。）が、ポストコロナ時代における事業実態の変化を踏まえ、のれんの減損損失を884百万円計上したものの、前連結会計年度に4,376百万円の赤字であったJトラスト銀行インドネシアが1,175百万円の黒字を計上したこと等が貢献し58百万円のセグメント利益（前連結会計年度は6,372百万円のセグメント損失）と大幅な改善となっております。また、韓国及びモンゴル金融事業においては、Nexus Bankとの株式交換により発生した負ののれん発生益の会計処理が確定したことにより9,719百万円を連結グループの実態を踏まえ同セグメントに計上することとなったことや、貯蓄銀行業務が好調に推移していたことから14,437百万円のセグメント利益（前連結会計年度比349.9%増）となりました。これにより、日本金融事業、韓国及びモンゴル金融事業、東南アジア金融事業の金融3事業のセグメント利益の合計は、18,428百万円（前連結会計年度は1,425百万円）となりました。他方で、投資事業においては、Group Lease PCL関連の勝訴判決に係る受領額7,847百万円をその他の収益に計上した前連結会計年度に比べ減少し2,205百万円のセグメント損失（前連結会計年度は5,445百万円のセグメント利益）となりました。以上の結果、営業利益は14,399百万円（前連結会計年度比173.7%増）となり、第2四半期連結累計期間以降、四半期毎の過去最高益が続いており、会計年度としても、過去最高となりました。

さらに、親会社の所有者に帰属する当期利益は、J T 親愛貯蓄銀行の留保利益に係る税効果を計上した一方で、Nexus Bankの上場廃止に伴い株式を公正価値で再測定した結果、評価益が発生したこと、H S ホールディングス株式の売却に伴って、売却損を計上したものの、それを上回る前期税効果会計の戻しが発生したこと、為替相場が円安に振れ、外貨建て資産負債の評価替えによる為替差益を計上したことなどの要因から12,632百万円（前連結会計年度は1,123百万円の親会社の所有者に帰属する当期利益）となり、2018年3月期のIFRS移行後、現行の会計基準における利益としては過去最大となりました。

主な内訳につきましては以下のとおりです。

（単位：百万円）

|            |           |                                       |       |
|------------|-----------|---------------------------------------|-------|
| 金融収益       | 投資有価証券評価益 | Nexus Bank株式評価益                       | 2,009 |
|            | 為替差益      |                                       | 398   |
| 金融費用       | 投資有価証券売却損 | H S ホールディングス株式売却損                     | △453  |
| 持分法による投資利益 |           |                                       | 544   |
| 法人所得税費用    | 法人税等調整額   | Nexus Bank株式評価益に係る税効果                 | △377  |
|            |           | H S ホールディングス株式を全て売却したことによる前期税効果計上額の戻し | 607   |
|            |           | J T 親愛貯蓄銀行の留保利益に係る税効果                 | △721  |

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

なお、文中の営業債権の残高につきましては、貸倒引当金（損失評価引当金）控除前の残高で記載しております。

① 日本金融事業

信用保証業務につきましては日本保証が、国内の債権回収業務につきましては主に日本保証、パルティール債権回収株式会社が、その他の金融業務につきましては日本保証が行っております。また、2022年4月1日付けで取得したNexus Cardが、クレジット・信販業務を行っております。さらに、2022年3月31日付けで取得したJトラストグローバル証券が証券業務を行っております。営業債権の残高は以下のとおりです。

営業債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|            | 2021/12 | 2022/12 | 増減額    | 増減率    | 主な増減要因               |
|------------|---------|---------|--------|--------|----------------------|
| 債務保証残高     | 204,278 | 209,587 | 5,309  | 2.6%   |                      |
| 有担保        | 195,716 | 202,855 | 7,139  | 3.6%   | 中古アパートローンに対する保証の増加   |
| 無担保        | 8,562   | 6,732   | △1,829 | △21.4% | 個品割賦に対する保証について取扱いが減少 |
| 買取債権残高     | 16,787  | 16,277  | △510   | △3.0%  | 買取債権回収が好調に推移         |
| 商業手形残高     | 1,672   | 1,570   | △102   | △6.2%  | 商手割引実行の減少            |
| 営業貸付金残高    | 2,626   | 3,083   | 457    | 17.4%  | プロパー貸付の増加            |
| 割賦立替金残高    | －       | 4,002   | 4,002  | －      | Nexus Cardの取得        |
| 証券業に関連する資産 | －       | 27,432  | 27,432 | －      | Jトラストグローバル証券の取得      |

営業収益は、債権回収業務における回収が好調に推移しているものの実効金利法に基づく簿価修正益が減少し買取債権における利息収益が減少した一方で、Jトラストグローバル証券及びNexus Cardが当連結会計年度から連結対象となりそれぞれの営業収益が加算されたことから11,774百万円（前連結会計年度比20.4%増）となりました。また、セグメント利益は、Jトラストグローバル証券及びNexus Cardが連結対象となったことにより販売費及び一般管理費が増加したこと等により3,931百万円（前連結会計年度比14.3%減）となりました。なお、このセグメント利益には、Jトラストグローバル証券の取得に伴う148百万円の負ののれん発生益が含まれております。

② 韓国及びモンゴル金融事業

韓国において、J T貯蓄銀行株式会社が貯蓄銀行業務を、主にT A資産管理貸付株式会社が不良債権の買取及び回収業務を行っております。また、2022年4月1日付けで取得したJ T親愛貯蓄銀行も貯蓄銀行業務を行っております。さらに、モンゴルにおいて、J Trust Credit NBF Iが金融業務を行っております。

営業債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|              | 2021/12 | 2022/12 | 増減額     | 増減率    | 主な増減要因                        |
|--------------|---------|---------|---------|--------|-------------------------------|
| 銀行業における貸出金残高 | 166,315 | 414,626 | 248,310 | 149.3% | 積極的な残高積み上げ及びJ T親愛貯蓄銀行の取得による増加 |
| 営業貸付金残高      | 1,638   | 1,691   | 52      | 3.2%   | 回収等による減少(現地通貨ベース)             |
| 買取債権残高       | 1,748   | 1,996   | 247     | 14.1%  | 定期的な債権買取による増加                 |

営業収益はJ T親愛貯蓄銀行が当連結会計年度から連結対象となり営業収益が加算されたことに加えて、銀行業における貸出金残高の増加に伴い貯蓄銀行業務における利息収益が増加したことから38,451百万円(前連結会計年度比159.7%増)となりました。また、セグメント利益は、J T親愛貯蓄銀行が連結対象となったことにより貯蓄銀行預金業務における利息費用や販売費及び一般管理費が増加した一方で、Nexus Bankとの株式交換により発生した9,719百万円の負ののれん発生益を計上したこと等により14,437百万円(前連結会計年度比349.9%増)となりました。

③ 東南アジア金融事業

インドネシアにおいて、主にJトラスト銀行インドネシアが銀行業務を、PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA(以下、「J T I I」という。)及びPT TURNAROUND ASSET INDONESIAが債権回収業務を、J T Oが農機具ローン等のファイナンス業務を行っております。また、カンボジアにおいて、J Trust Royal Bank Plc.(以下、「Jトラストロイヤル銀行」という。)が銀行業務を行っております。

営業債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|              | 2021/12 | 2022/12 | 増減額     | 増減率    | 主な増減要因                                         |
|--------------|---------|---------|---------|--------|------------------------------------------------|
| 銀行業における貸出金残高 | 182,617 | 292,689 | 110,071 | 60.3%  | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、順調に残高は増加                |
| インドネシア       | 80,500  | 163,960 | 83,459  | 103.7% | 厳格な審査体制の下で積極的な貸出増強策を推進                         |
| カンボジア        | 102,116 | 128,728 | 26,611  | 26.1%  | 預金残高増加に比例し、貸出残高が増加                             |
| 営業貸付金残高      | 1,538   | 767     | △771    | △50.1% | 現在JTOでは農機具融資のみの取り扱いとなっているため残高減少が継続、JTIIへ一部債権譲渡 |
| 買取債権残高       | 25,044  | 27,192  | 2,147   | 8.6%   | 他の金融機関からの債権買取による増加、JTOから一部債権譲受                 |

営業収益は、Jトラスト銀行インドネシア及びJトラストロイヤル銀行において、銀行業における貸出金が大幅に増加したことに伴い利息収益が増加したことにより29,173百万円（前連結会計年度比73.7%増）となりました。また、セグメント損益については、JTOにおいて、のれんの減損損失を884百万円計上した一方で、市中金利の引き上げにより調達金利が上昇している中でも、Jトラスト銀行インドネシアにおいて、各種キャンペーンによる新規口座の獲得や、高金利定期預金金利の引き下げ等により資金調達コストの低下に努めたことや経費の削減が進んだこと等により黒字化を実現したことが大きく貢献し58百万円のセグメント利益（前連結会計年度は6,372百万円のセグメント損失）と大幅な改善となりました。

#### ④ 投資事業

投資事業につきましては、主にJTRUST ASIA PTE.LTD.が投資事業及び投資先の経営支援を行っております。

営業収益は226百万円（前連結会計年度比64.8%減）、セグメント損益は、前連結会計年度に、シンガポールにおける訴訟に係る勝訴判決の履行を受けたことに比べ減少し、2,205百万円のセグメント損失（前連結会計年度は5,445百万円のセグメント利益）となりました。

#### ⑤ その他の事業

その他の事業につきましては、主にJ Sync株式会社（旧 Robotシステム株式会社）が当社グループのシステム開発、コンピュータの運用及び管理業務、J グランドが不動産業務を行っております。

営業収益はJ グランドの不動産販売実績の拡大に伴い3,463百万円（前連結会計年度比294.3%増）、セグメント利益は不動産販売原価の計上により202百万円（前連結会計年度比52.9%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は20,524百万円であります。

主な内訳としては、日本金融事業において2,507百万円、韓国及びモンゴル金融事業において14,716百万円、東南アジア金融事業において2,122百万円、全社(共通)において858百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達残高は、社債1,160百万円、借入金38,589百万円、銀行業における預金864,547百万円、総合計残高904,296百万円であります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                     | 第44期<br>(2019年12月期) | 第45期<br>(2020年12月期) | 第46期<br>(2021年12月期) | 第47期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年12月期) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 営 業 収 益                 | 24,728百万円           | 39,387百万円           | 42,325百万円           | 82,419百万円                        |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△) | △3,260百万円           | △5,342百万円           | 1,123百万円            | 12,632百万円                        |
| 基本的1株当たり当期利益又は損失(△)     | △30.80円             | △50.46円             | 10.61円              | 110.75円                          |
| 資 本 合 計                 | 118,905百万円          | 102,458百万円          | 107,945百万円          | 132,348百万円                       |
| 資 産 合 計                 | 731,384百万円          | 530,462百万円          | 610,631百万円          | 1,115,927百万円                     |

(注) 1. 当社は「国際財務報告基準(IFRS)」を適用しております。

2. 第44期(2019年12月期)につきましては、決算期変更により2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間となっております。

3. 第44期において行われた企業結合に係る暫定的な会計処理が第45期に確定しております。そのため、第44期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

4. 第45期において、キーノート(株)(現 株グローベルス)、Jトラストカード(株)(現 Nexus Card(株))、JT親愛貯蓄銀行(株)、JT貯蓄銀行(株)、(株)KeyHolder及び同社子会社並びに同社関連会社を非継続事業に分類しております。そのため、第44期の「営業収益」は組替えて表示しております。

5. 第45期において、非継続事業に分類しておりましたJT貯蓄銀行(株)は、第46期において当該分類を中止し継続事業に分類しております。そのため、第45期の「営業収益」は組替えて表示しております。

6. 第46期において、JTキャピタル(株)(現 Aキャピタル(株))を非継続事業に分類しております。そのため、第45期の関連する数値については、組替えて表示しております。

7. 当連結会計年度において、Jトラストグローバル証券(株)及びJT親愛貯蓄銀行(株)を当社の連結子会社としたこと等により、総資産額が増加しております。

## (5) 対処すべき課題

### ① 会社の経営の基本方針

当社は、「お客様のため、株主様のため、私たち自身のため、いかなるときも迅速に、誠実にチャレンジし続け、皆様とともに世界の未来を創造します。」を企業理念として掲げております。

### ② 経営方針

「既成概念にとらわれないファイナンシャルサービスを提供する企業体を目指す」のビジョンのもと、景気動向に業績が左右されることが無いように、銀行業、債権買取回収事業を中核とする総合金融サービスを目指してまいります。収益モデルにつきましては、既存の事業ポートフォリオの価値や将来性を徹底的に見直すことにより収益構造の改善を図ってまいります。今後はこの方針をさらに加速させ、聖域を設けることなく、事業ポートフォリオの価値を見直し、新たな成長戦略を構築することにより、株主価値の最大化に努めてまいります。さらには、コンプライアンスやガバナンスを第一に考えた経営を機軸におき、お客様に付加価値の高い金融サービスを提供するなど地域とともに共存共栄で発展していく企業体を目指してまいります。

### ③ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

#### (日本金融事業)

信用保証業務では、既存の債務保証残高からの安定的な保証料収入をベースとして、アパートローン保証を中心とした収益構造から、不動産担保ローンやリバースモーゲージ型商品、有価証券担保ローンに対する保証事業等へと軸足を移すべく、新商品の開発（多角化）を推進しております。アパートローンの保証につきましては、スルガショック以降、暫く横這いで推移しておりましたが、2022年12月末で164,539百万円（前連結会計年度比6.4%増）と直近では中古アパートローンを中心に増加に転じており、今後も保証料収入は安定的に計上される見込みです。日本金融事業における主要な課題、対策は以下のとおりです。

| 項目               | 課題                                                                                                | 対策                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アパートローンに対する保証事業  | 新築を手掛けるアパート業者については不動産価格(土地)の上昇や資材の高騰の影響で仕入に慎重な状況。また順調であった中古アパートについても、競合先の増加、一部金融機関の取扱い再開等により競争が増加 | アパートローンについては新築・中古ともに取扱業者の拡大を図り、関東圏以外のエリアにも取扱いを検討。また他の金融機関との競争力を得るために、取扱業者からのニーズ等を定期的にヒアリングし、当社保証基準についても状況に応じた改定等を検討                                                                                                                                                          |
| 不動産担保ローンに対する保証事業 | 不動産担保ローンに対する資金需要は旺盛な一方で、好調な不動産市況や税制、為替などの市場の変化を反映する形で、アパートローンや海外不動産担保ローンを中心に完済が増加                 | 不動産担保ローンに対する資金需要は旺盛であり、重点施策として不動産関連の保証事業に注力。2022年6月に川崎信用金庫と新たに不動産担保ビジネスローンに対する保証を開始。今後も国内において債務保証残高の増加に努める                                                                                                                                                                   |
| その他の保証事業         | 様々な保証商品の開発(多角化)<br>①リバースモーゲージ型商品に対する保証<br>②有価証券担保ローンに対する保証<br>③不動産買取保証                            | ①リバースモーゲージは対象エリアの地域課題解決を共有ビジョンとして掲げ、ファイナンス・不動産分野で連携し締結するスキームであり、市場的には未成熟であるが、今後、潜在的需要が高まっていくことが期待され、提携先地域の拡大等を通じた着実な増加を見込む<br>②2022年3月に株式取得したJトラストグローバル証券(株)と当社グループの保証事業や海外金融事業とのシナジー効果を活かした新商品の提供やサービス拡充を図る<br>③提携会社が運営する不動産投資型クラウドファンディングサイトを通じて、同社が所有する対象不動産に対する買取保証業務を開始 |

債権回収業務では、全体の市場規模が縮小する中、債権購入価格の高騰が続いておりますが、金融機関等が実施するバルクセールにおいては、当社の過去の回収実績等により、高い利益率が見込まれるため、積極的に買取を進めてまいります。また、特に大型のカード債権は利益率が高く収益貢献に大きく寄与することから、今後も当社グループの高い回収力を背景として安定的・継続的な仕入れを実現し事業拡大を図ってまいります。

また、クレジット・信販業務では、2022年4月に取得したNexus Cardが男性脱毛業界最大手のメンズクリアをはじめとする提携先とエステ、ジム、ゴルフ、クリニックを通じて行っている割賦事業が好調に推移しております。今後も提携先の割賦をNexus Cardが担い、割賦立替金に対して日本保証が保証するスキームで収益拡大を図ってまいります。

さらに、証券業務では、2022年3月に取得したJトラストグローバル証券が有する機能や顧客層での強みを生かしつつ、投資銀行部門、IPO審査業務の強化を図ってまいります。海外投資のJトラストグローバル証券として、外国株式・外国債券を幅広く取り扱いサービスの差別化を進めており、その戦略を継続してまいります。また、TOKYO PRO Marketや地方証券取引所など大手の参入しない規模感の新規上場を中心に取り組み、差別化をより一層すすめてまいります。さらに、証券会社のツールを取得したことにより、地域金融機関と連携した当社グループの保証事業や海外金融事業とのシナジー効果が発揮され、新たな商品の提供やサービスの拡充を通じて、より一層の事業拡大が図れるものと期待しております。2022年11月に、日本保証において、株式会社西京銀行がJトラストグローバル証券の顧客が保有する預り資産を担保とする融資（有価証券担保ローン）に対する保証を開始したことを手始めに、今後も当社グループ内でのシナジー効果を高めてまいります。また、ベンチャー起業層のニーズに応えられるプライベートバンキング事業への進出も検討してまいります。

#### （韓国及びモンゴル金融事業）

韓国においては、総合金融サービスを展開する上でのインフラが整っており、J T親愛貯蓄銀行株式会社、J T貯蓄銀行株式会社において安定的な収益計上を見込んでおります。しかしながら、韓国経済における景気の悪化、ウォン安、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、韓国銀行は物価の高騰を抑えるため2021年8月以降数回にわたって基準金利の引上げを実行しており、これにより貯蓄銀行全体の調達金利が上昇しています。また、韓国全体で延滞増加、個人回生・信用回復増加の傾向があり、金融当局からの任意の引当金積み増しの要請もあります。

このような中で、韓国各社は、翌連結会計年度につきましても、引き続き目標として緩やかな成長をかかげ「量の成長」から「質の成長」を目指し、バランスの取れたRisk-Returnを目標に一定の資産規模を維持し、資産内容の質的な向上を追求してまいります。また、基準金利の引上げに対抗するために、調達金利について他社動向および当社満期構造など様々な状況を考慮して検討し、貸出金利についても最大限引き上げて取り扱うものの、延滞率を鑑みた収益性で判断して算定するなど収益確保に努めてまいります。貸付資産の収益性を改善するためには、資産健全性の強化（質の改善）が最も重要であり、これに向けて個人信用貸付の貸付審査システムの高度化及び延滞率改善、企業向け貸付の強化を最重要課題として認識し実行してまいりました。今後もこの方針を継続するとともに、徹底した延滞管理を通じて貸倒償却費の抑制に向け最大限努力してまいります。

債権回収事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月以降に延滞発生した債権を売却禁止としていた売却制限が2023年12月末まで1年間延長されたことにより、不良債権買取市場の急激な回復には今しばらく時間を要することとなりますが、今後は、コロナ禍以前に徐々に落ち着きを取り戻すことが期待されるため、従前同様、これまでに培った高い回収力と遵法性を背景に事業拡大を図ってまいります。

(東南アジア金融事業)

インドネシアにおいては、新型コロナウイルスの感染状況が比較的落ち着いた状況で推移しており、新型コロナ対策の活動制限が緩和されたことにより、内需を中心に経済活動が回復し人流も戻りつつあります。インドネシア統計局の発表によると、インドネシア経済はコロナ禍からの経済活動の再開によりプラス成長が続いており、今年前半は成長率5%台で推移、そして7-9月期はプラス5.72%と加速し、堅調な拡大が続いていることが明らかとなりました。市中金利の引上げによる調達金利の上昇が収益の押し下げ要因となっておりますが、このような中でも、Jトラスト銀行インドネシア及びJトラストロイヤル銀行では、積極的な残高増強策により貸出金残高が増加しており、また、各種キャンペーンの効果により預金残高も増加、流動性が改善され、COF（預金コスト）も低下しております。特にJトラスト銀行インドネシアにつきましては、長く営業損失が続いておりましたが、優良な貸出債権の積み上がりにより営業収益が増加するなど業績も上向きとなり、営業損益についても通期で黒字を確保するなど利益を牽引していくステージに入ったものと考えております。東南アジア金融事業における主要な課題、対策は以下のとおりです。

| 項目               | 課題                                                        | 対策                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付債権の積み上げ        | 収益基盤の強化                                                   | 貸出増強に向けたミーティングをビジネス部門と日次実施し、ビジネス/審査部門の連携強化により体制を見直し、不良債権リスク低減を図りつつ積極的にローン残高、社債残高の積み上げを図る                                                                                                                                               |
| 自己資本の拡充          | 規制改正に伴い、インドネシア金融庁（OJK）が自己資本比率11.0%（規制上の基準値）の達成を要請         | Jトラスト銀行インドネシアへの資本増強やリスク資産の圧縮等により、2022年12月末の自己資本比率は14.82%となり、現状クリア。今後もOJKの要請に柔軟な対応が必要                                                                                                                                                   |
| マーケティング活動、流動性の確保 | ①1億人獲得プロジェクト<br>②COF（預金コスト）の引下げ<br>③ローン金利の引上げ<br>④住宅ローン提携 | ①オンライン及びオンサイト上でのイベントや、各地でのキャンペーン及びイベントを通じて新規預金口座獲得を推進、好意的なブログやSNSを使ったブランディング戦略を展開<br>②決済系口座の獲得を推進し、流動性預金の残高かさ上げによりCOFの引下げを図る<br>③政策金利の断続的な引上げによる調達金利の上昇に対し、対象顧客リストを作成しローン金利の引上げ交渉にて対応<br>④日系大手デベロッパーの現地法人及びインドネシア大手デベロッパーと住宅ローン業務提携を展開 |

また、PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIAでは、買取りを行った不良債権について、回収人員や法的回収人員の増員、法的回収の強化等による回収金額の最大化を図っておりますが、競売手続の長期化や担保不動産の売却鈍化により、債権回収がやや低調に推移しております。しかしながら、今後コロナ禍から経済活動が再開されるにつれ、不動産売却市場の活性化が図られ債権回収も増加し好転していくものと考えております。

カンボジアにおいては、アメリカ金融政策の影響（政策金利の段階的利上げ）により市中預金金利が上昇しているうえ、競合銀行も増加していることから、預金獲得競争の激しさが当面継続する見込みであります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によるカンボジア国立銀行（NBC）からの返済猶予等条件緩和の要請が終了し、返済猶予済顧客への追加引当をNBCが要請してきているなど、今後、不良債権が顕在化してくることが懸念されます。しかしながら、世界銀行発表のカンボジア国内経済成長率は2020年マイナス3.1% 2021年3.0% 2022年予測4.5%と経済成長率は上昇が続くと見込んでおり、銀行業界においても同様に成長が見込まれております。カンボジアの資金需要は堅調であり、Jトラストロイヤル銀行につきましては、預金残高の増加にあわせて貸出金残高もビジネスバンキング部門を中心に堅調に推移しており、既に成長モードに移行しているものと認識しております。足元では、市中預金金利の上昇によりCOFが上昇中の為、新規融資顧客や再貸顧客へ貸出レートの引上げによる収益確保が課題となっておりますが、今後も、業容拡大方針を維持し、COFの低下を意識した金利の設定・管理や、低金利預金の獲得強化、新規顧客層の開拓強化、大企業取引との取引拡大、富裕層向け商品や各種普通預金商品のラインアップの充実、モバイルアプリ、ネットバンキングのサービス拡充等を通じて安定収益の確保を目指してまいります。

#### （投資事業）

投資事業においては、Group Lease PCL（以下、「GL」という。）に対する債権回収に努めてまいります。今後も裁判費用等の回収コストを抑制しつつ、回収強化を図ってまいります。なお、GLに対する債権につきましては、すでに全額引当を行っていることから、回収がなされる都度収益計上されます。

#### （その他）

不動産事業において、Jグランドでは、不動産と金融のノウハウで築く投資用一棟マンション「J-ARC」シリーズ、税金対策を検討されている方向けの収益不動産、IoTを標準搭載した最新の収益不動産「ROBOT HOUSE」、海外（ハワイ）の収益不動産等を展開しており、今後も富裕層向けビジネスの拡大を図ってまいります。また、2023年2月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ミライノベートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、株式会社グローベルスを取得したことにより不動産事業の業容が拡大いたしました。そこに日本保証の保証業務が加わることにより債務保証残高の増加が期待されるなどシナジー効果が発揮され、さらなる業績拡大が図れるものと考えております。Jグランドにおいて

は、富裕層を対象とした投資用物件をメインの事業に据えることで、事業規模が順調に拡大することが見込まれており、今後の信用力の向上を目指して上場に向けた準備を開始していきたいと考えております。

当社グループは、利益還元について近年は東南アジア金融事業への資本増強を含めた資本政策と株主還元とのバランスをとりながら行ってまいりましたが、業績も安定してきたことから、配当については、通期14円（中間1円、期末13円）とし、増配とさせていただく予定であります。また、より一層の株主還元の充実を図るため、極めて高い優待利回りとなる株主優待を再開させていただくことで、株主の皆様の期待に応えていきたいと考えております。

#### ④ ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み強化

「地域環境」につきましては、事業活動や社会貢献活動を通じて、地球環境保全のための様々な取り組みを進めております。

「社会福祉」につきましては、孤児、障がい者、シングルマザー、独居老人など社会的弱者への支援を通じて、ノーマライゼーションの実現に貢献しております。

「地域社会」につきましては、地域社会との文化交流やスポーツの支援などを通して、地域の活性化、青少年の育成に貢献しております。

「ガバナンス」につきましては、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制を推進し、マネジメント体制、法令遵守への取り組みを強化してまいります。

当社グループは、企業理念の実践とコーポレート・ガバナンスの追求により、全てのステークホルダーと誠実に向き合い、バランスのとれた事業活動を行うことで、社会との共生から信頼される企業を目指します。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                 | 資本金又は出資金          | 当社の出資比率            | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------------------------|-------------------|--------------------|---------------|
| 株 式 会 社 日 本 保 証                       | 95百万円             | 100%               | 信用保証業、金融業     |
| パルティール債権回収株式会社                        | 500百万円            | (100%)             | 債権回収業         |
| J S y n c 株 式 会 社                     | 10百万円             | (100%)             | システム事業        |
| J グ ラ ン ド 株 式 会 社                     | 10百万円             | (100%)             | 不動産事業         |
| Jトラストグローバル証券株式会社                      | 3,000百万円          | 100%               | 証券業           |
| N e x u s C a r d 株 式 会 社             | 90百万円             | (99.96%)           | クレジット・信販業     |
| J T 貯 蓄 銀 行 株 式 会 社                   | 99,984百万ウォン       | 100%               | 貯蓄銀行業         |
| T A 資 産 管 理 貸 付 株 式 会 社               | 8,750百万ウォン        | 100%               | 債権回収業         |
| J T 親 愛 貯 蓄 銀 行 株 式 会 社               | 71,700百万ウォン       | (100%)             | 貯蓄銀行業         |
| J T r u s t C r e d i t N B F I       | 2,500百万トゥグルグ      | (100%)             | 金融業           |
| PT Bank JTrust Indonesia Tbk.         | 13,032,928百万ルピア   | 74.16%<br>(21.59%) | 銀行業           |
| PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA       | 256,213百万ルピア      | 73.79%<br>(26.01%) | 債権回収業         |
| PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE     | 258,428百万ルピア      | (99.24%)           | マルチファイナンス業    |
| PT TURNAROUND ASSET INDONESIA         | 45,000百万ルピア       | (100%)             | 債権回収業         |
| J T r u s t R o y a l B a n k P l c . | 75百万USドル          | 55.00%             | 銀行業           |
| J T R U S T A S I A P T E . L T D .   | 421百万<br>シンガポールドル | 90.68%<br>(9.32%)  | 投資業           |

(注) 1. ( ) 書きの数値は、間接所有を示しております。

2. 上記重要な子会社を含めて、連結子会社は28社であります。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

4. 2022年3月31日付けにて、HSホールディングス株式会社よりエイチ・エス証券株式会社の全株式を取得し連結子会社とするとともに、商号をJトラストグローバル証券株式会社に変更しております。

5. 2022年4月1日付けにて、当社を株式交換完全親会社、Nexus Bank株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し同社及び同子会社であるNexus Card株式会社、J T親愛貯蓄銀行株式会社を当社の連結子会社といたしました。
6. 2022年12月2日付けにて、Robotシステム株式会社は商号をJ Sync株式会社に変更しております。
7. 2022年12月12日付けにて、日本ファンディング株式会社は商号をJグランド株式会社に変更しております。

### ③ 重要な関連会社の状況

| 会社名                     | 資本金又は出資金 | 当社の出資比率  | 主要な事業内容                        |
|-------------------------|----------|----------|--------------------------------|
| 株式会社 Key Holder         | 92百万円    | 29.82%   | ホールディング業、不動産業                  |
| 株式会社 UNITED PRODUCTIONS | 80百万円    | (29.82%) | 映像制作業                          |
| 株式会社 ノース・リバー            | 10百万円    | (29.82%) | 映像コンテンツ、ライブコンサートなどのトータルプロデュース業 |

- (注) 1. ( ) 書きの数値は、間接所有を示しております。  
 2. 上記重要な関連会社は、持分法適用関連会社であります。

### (7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

| 事業部門         | 主な事業内容                                     |
|--------------|--------------------------------------------|
| 日本金融事業       | 信用保証業                                      |
|              | 債権回収業                                      |
|              | クレジット・信販業                                  |
|              | 証券業                                        |
|              | その他の金融業                                    |
| 韓国及びモンゴル金融事業 | 貯蓄銀行業                                      |
|              | 債権回収業                                      |
|              | 金融業                                        |
| 東南アジア金融事業    | 銀行業                                        |
|              | 債権回収業                                      |
|              | マルチファイナンス業                                 |
| 投資事業         | 国内外への投資業                                   |
| その他の事業       | コンピュータの運用及び管理業務、ソフトウェア受託開発及び運用指導業務等のシステム事業 |
|              | 不動産事業                                      |

(8) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

(当社)

|      |                   |
|------|-------------------|
| 本店   | 東京都港区南麻布四丁目5番48号  |
| 大阪支店 | 大阪市淀川区西中島四丁目1番1号  |
| 福岡支店 | 福岡市博多区博多駅南二丁目1番5号 |

(注) 本店は2022年12月12日付けで「東京都港区虎ノ門一丁目7番12号」から上記住所に移転しております。  
また、本社事務所は同日付けで「東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号」へ移転しております。

(主要な子会社)

|                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| 株式会社日本保証                          | 東京都渋谷区          |
| パルティール債権回収株式会社                    | 東京都品川区          |
| J Sync株式会社                        | 東京都渋谷区          |
| J グランド株式会社                        | 東京都渋谷区          |
| J トラストグローバル証券株式会社                 | 東京都新宿区          |
| Nexus Card株式会社                    | 宮崎県宮崎市          |
| J T 貯蓄銀行株式会社                      | 大韓民国京畿道城南市      |
| T A 資産管理貸付株式会社                    | 大韓民国ソウル特別市      |
| J T 親愛貯蓄銀行株式会社                    | 大韓民国ソウル特別市      |
| J Trust Credit NBFi               | モンゴル国ウランバートル市   |
| PT Bank JTrust Indonesia Tbk.     | インドネシア共和国ジャカルタ  |
| PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA   | インドネシア共和国ジャカルタ  |
| PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE | インドネシア共和国ジャカルタ  |
| PT TURNAROUND ASSET INDONESIA     | インドネシア共和国ジャカルタ  |
| J Trust Royal Bank Plc.           | カンボジア王国プノンペン特別市 |
| JTRUST ASIA PTE.LTD.              | シンガポール共和国       |

## (9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

| 区 分                     | 従 業 員 数      |
|-------------------------|--------------|
| 日 本 金 融 事 業             | 376名 (11名)   |
| 韓 国 及 び モ ン ゴ ル 金 融 事 業 | 715名 (4名)    |
| 東 南 ア ジ ア 金 融 事 業       | 1,824名 (52名) |
| 投 資 事 業                 | 2名 (1名)      |
| そ の 他 の 事 業             | 36名 (2名)     |
| 全 社 ( 共 通 )             | 45名 (1名)     |
| 計                       | 2,998名 (69名) |

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 全社(共通)に記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

3. 日本金融事業、韓国及びモンゴル金融事業において連結子会社を取得したこと等により、従業員数が573名増加しております。

## (10) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

| 借 入 先             | 借 入 金 残 高 |
|-------------------|-----------|
| 株 式 会 社 西 京 銀 行   | 11,220百万円 |
| 大 阪 厚 生 信 用 金 庫   | 9,806百万円  |
| 株 式 会 社 宮 崎 銀 行   | 1,945百万円  |
| 株 式 会 社 東 日 本 銀 行 | 1,394百万円  |
| 株 式 会 社 ハ ナ 銀 行   | 1,100百万円  |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

① 当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD. (以下、「Jトラストアジア」という。)は、以下の訴訟(以下、「本件訴訟」という。)を提起されております。

なお、Jトラストアジアのほか、当社及び以下の者が本件訴訟において被告として表示されていることも確認しておりますが、Jトラストアジア以外の被告として表示されている当社、当社グループ関係法人及び個人被告につきましては、各被告の所在国の法令に基づく適法な送達はなされておらず、モーリシャス裁判所において下される判決がそれらの法人及び個人に対して効力を有することはないとの見解を有しております。また、原告らからは、2018年3月28日付で、本件訴訟と実質的に同一の事由を請求原因によると考えられる訴訟も提起されておりましたが、当該訴訟につきましては、2022年2月10日付で裁判所により訴えの無効(set aside)決定がなされたことをもって終結しております。

|                     |                                                                                                                  |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「Jトラスト銀行<br>インドネシア」 | PT Bank JTrust Indonesia Tbk.                                                                                    |
| 「J T I I」           | PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA                                                                                  |
| 「個人被告」              | 当社及び当社子会社（Jトラストアジア、Jトラスト銀行インドネシア、J T I I）の役員数名                                                                   |
| 「L P S」             | インドネシア預金保険機構及び同機構の役員（元役員を含む）数名                                                                                   |
| 「Saab関係者」           | 英領バミューダ諸島の法人とされるSaab Financial (Bermuda) Ltd. (清算中)、レバノン人とされるFederal Bank of Lebanon Sal及び同社らの所有者及び役員であるとされる個人数名 |
| 「FBME関係者」           | 英領ケイマン諸島の法人とされるFBME Ltd.及び同社の子会社とされるFBME Card Services Ltd.                                                      |

1) 当該訴訟の提起があった年月日

2017年9月22日（モーリシャス最高裁判所（商務部））

2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

(ア) 名称：(i) First Global Funds Limited PCC

(ii) Weston International Asset Recovery Company Limited

(iii) Weston Capital Advisors, Inc.

(iv) Weston International Asset Recovery Corporation, Inc.

(v) Weston International Capital Limited

(イ) 住所：(i) (ii) (iv) (v) モーリシャス共和国エベネ

(iii) 訴状によればモーリシャス共和国エベネとされているものの、当社弁護士によれば、モーリシャス共和国における登録は確認できず、アメリカ合衆国デラウェア州における登録のみ確認できたとのことです。

(ウ) 代表者の氏名： 不明

### 3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

#### (ア) 訴訟の内容

現地弁護士より、原告らによる請求の内容は甚だ不明確であるものの、概ね、次頁のような請求であるとの説明を受けております。

|     |                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 請求1 | Jトラストアジア、JTII、個人被告及びLPSが共謀して原告らに対する2015年モーリシャス判決（注）に基づく債務の支払いを怠らせたとして、これらの者に対して、連帯して2015年モーリシャス判決及び同判決に関して従前モーリシャス裁判所により発せられた資産凍結命令に服することを命じることの請求。 |
| 請求2 | Saab関係者の債権者であった原告らに詐欺を行う意図のもと、全ての被告が共謀してマネーロンダリング等を行ったことにより原告らに損害が生じたとして、全ての被告に対する損害賠償の請求。                                                          |
| 請求3 | LPSが原告らに詐欺を行い、原告らによるJトラスト銀行インドネシアの取得を妨げようとしたとして、当社、Jトラストアジア、Jトラスト銀行インドネシア、JTII、個人被告及びLPSに対する損害賠償の請求。                                                |
| 請求4 | 原告らが2015年モーリシャス判決に基づいて支払いを求めようとして行った費用支出及び投資機会の喪失などにより多大な損失を被ったとして、当社、Jトラスト銀行インドネシア、JTII、個人被告及びLPSに対する損害補償の請求。                                      |
| 請求5 | Jトラスト銀行インドネシアと、Saab関係者及びFBME関係者との間で行われた仲裁は詐欺的なものであり、その後のJトラスト銀行インドネシアからSaab関係者及びFBME関係者らへの和解金の支払いが違法であったとして、全ての被告に対する、当該和解による詐欺に基づく損害賠償の請求。         |
| 請求6 | 全ての被告に対して、全世界における資産凍結命令を発令することの請求。                                                                                                                  |

（注）モーリシャス共和国の裁判所において、当社及びJトラスト銀行インドネシアに対し、総額110,000千米ドル（約119億円）の支払いを命じる判決を下したとされております。

#### (イ) 請求金額

| 請求1                     | 請求2                     | 請求3                    | 請求4                   | 請求5                 |
|-------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------|
| 128,608千米ドル<br>（約139億円） | 128,000千米ドル<br>（約139億円） | 94,027千米ドル<br>（約102億円） | 50,000千米ドル<br>（約54億円） | 8,000千米ドル<br>（約8億円） |

#### 請求6

当社、Jトラストアジア、Jトラスト銀行インドネシア、JTII、個人被告、LPSに対して、400,000千米ドル（約435億円）の範囲。FBME関係者、Saab関係者に対して、150,000千米ドル（約163億円）の範囲。

※日本円の換算は、2018年1月31日のレートに基づきます（1米ドル=108.79円）。

※訴状の記載は不明確ですが、訴状には、上記各請求につき、上記各金額以外に利息、費用又は金額不特定の補償請求を行うという趣旨の記載もあります。

② 当社は、以下の訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起されております。

- 1) 当該訴訟の提起があった年月日  
2020年9月11日（訴状記載の日付）

※当社は、本件訴訟に関して実際に訴訟の提起がなされたものであるか現地弁護士を通じて確認を行ってまいりましたところ、現地弁護士より、タイにおいて訴訟の提起がなされているものであるとの旨の連絡を受けました。

なお、当社にタイの裁判所からの召喚状及び訴状の写しが送付されてまいりましたが、日本の民事訴訟法に則った適法な送達はなされておられません。

2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

(ア) 名称：Group Lease Public Company Limited

(イ) 住所：タイ王国バンコク都

(ウ) 代表者の氏名：Authorised Director 此下 竜矢

(提訴時) Authorised Director 田代 宗雄

Authorised Director Alain Jean Pascal Dufes

3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

(ア) 訴訟の内容

原告は、当社及び他3被告が、原告及びその完全子会社であるGroup Lease Holdings Pte Ltdに対する法的手続きを行うことにより原告に対して共同して不法行為を行ったと主張しており、不法行為を止めるよう求めるとのことです。当社といたしましては、原告の主張は不合理かつ事実無根のもので、その請求には何ら理由がないものと考えております。

(イ) 請求金額

損害賠償請求金額として9,130百万タイバーツ（約304億円）。

※日本円の換算は、2020年9月30日のレートに基づきます（1タイバーツ=3.34円）。

(12) 資本政策の基本的な方針

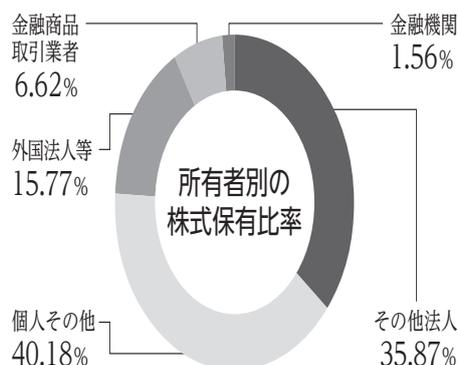
当社グループは、株主価値の最大化に向け、バランスの取れた資本配分の実施を行ってまいります。具体的には、事業環境の見通し、業績の見込み、財務状況等を踏まえ、M&A等の成長に向けた投資、自己株式の取得、及び配当金の支払いへの適切な資本配分を行っていく方針です。

このうち、自己株式の取得については、当社株価が割安で投資対象として魅力的であると判断した場合には機動的、積極的に実施してまいります。また、配当金の支払いについては、前述の方針のもとで余剰資金の積極的な還元に努めてまいります。

なお、今後、安定的に利益が確保できることになった場合には、配当性向等の具体的な数値目標を設定することを想定しております。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 126,337,770株
- (3) 株主数 20,864名
- (4) 大株主 (上位10名)



| 株主名                                                 | 持株数         | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------|-------------|--------|
| N L H D 株式会社                                        | 32,120,072株 | 27.52% |
| 藤 澤 信 義                                             | 10,951,772株 | 9.38%  |
| K S D - K B                                         | 6,232,300株  | 5.34%  |
| 株式会社 エス ファイ ナンス                                     | 2,890,000株  | 2.48%  |
| KOREA SECURITIES DEPOSITORY<br>- SHINHAN INVESTMENT | 2,873,320株  | 2.46%  |
| 野 村 證 券 株 式 会 社                                     | 2,315,083株  | 1.98%  |
| ジ ャ パ ン ポ ケ ッ ト 株 式 会 社                             | 2,266,400株  | 1.94%  |
| 株 式 会 社 ミ ラ イ ノ ベ ー ト                               | 1,500,000株  | 1.29%  |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                                 | 1,267,000株  | 1.09%  |
| 松 浦 一 夫                                             | 1,172,600株  | 1.00%  |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数 (9,608,942株) を控除して算出しております。
2. NLHD株式会社は、当社の代表取締役社長である藤澤信義氏が100%出資しております。また、ジャパンポケット株式会社は同氏が議決権の100%を実質的に所有しております。
3. 2022年4月1日を効力発生日とするNexus Bank株式会社との株式交換により発行済株式の総数が10,867,860株増加いたしました。
4. 株式会社ミライノベートは、2023年2月1日を効力発生日として当社を吸収合併存続会社、株式会社ミライノベートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。
5. 2022年12月2日付けでOK Holdings Co., Ltd. 及びその共同保有者より当社株式に係る大量保有報告書 (変更報告書) が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書 (変更報告書) において、2022年11月25日現在で同社及びその共同保有者が9,358,100株 (保有割合7.41%) を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

| 氏名   | 地位        | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                   |
|------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤澤信義 | 代表取締役社長   | 最高執行役員<br>株式会社KeyHolder取締役会長<br>JTRUST ASIA PTE.LTD.代表取締役社長<br>Jトラストグローバル証券株式会社取締役会長<br>株式会社ミライノベート取締役会長<br>株式会社クリア取締役会長                                       |
| 千葉信育 | 代表取締役副社長  | 執行役員 東南アジア金融事業担当<br>JTRUST ASIA PTE.LTD.取締役<br>PT Bank JTrust Indonesia Tbk.理事<br>PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事<br>PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE代表理事 |
| 金丸眞明 | 取締役会長     | 執行役員 国内金融事業担当<br>Jトラストグローバル証券株式会社取締役                                                                                                                           |
| 足立伸  | 常務取締役     | 執行役員 海外法務担当兼東南アジア担当<br>JTRUST ASIA PTE.LTD.取締役<br>PT Bank JTrust Indonesia Tbk.代表理事                                                                            |
| 熱田龍一 | 常務取締役     | 執行役員 財務部門担当<br>株式会社日本保証代表取締役社長<br>Jグラント株式会社取締役<br>J Trust Royal Bank Plc.取締役                                                                                   |
| 小松裕志 | 取締役       | 執行役員 社長室長<br>株式会社Frontier Capital代表取締役社長<br>株式会社岐阜フットボールクラブ代表取締役社長                                                                                             |
| 畑谷剛  | 取締役(社外)   | 株式会社西京銀行取締役市場金融部長                                                                                                                                              |
| 石坂匡身 | 取締役(社外)   | 一般財団法人大蔵財務協会顧問                                                                                                                                                 |
| 山根秀樹 | 常勤監査役(社外) | パルティール債権回収株式会社監査役                                                                                                                                              |
| 小島高明 | 監査役(社外)   | シンガポール国立大学兼任教授                                                                                                                                                 |
| 植田統  | 監査役(社外)   | 青山東京法律事務所 所長弁護士<br>名古屋商科大学経営大学院教授<br>ケンブリッジ大学出版株式会社監査役<br>ダイスター・サービス株式会社監査役                                                                                    |
| 猪狩稔  | 監査役(社外)   | 猪狩稔税理士事務所<br>医療法人財団厚生協会 評議員                                                                                                                                    |

- (注) 1. 当社は、取締役畑谷剛氏及び石坂匡身氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役山根秀樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役猪狩稔氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2022年3月30日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、井上允人氏は監査役を辞任いたしました。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2022年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 氏名    | 地位   | 担当     |
|-------|------|--------|
| 西川 幸宏 | 執行役員 | 経営企画部長 |
| 小田 克幸 | 執行役員 | 経理部長   |

## (2) 当事業年度中の取締役の地位及び担当等の異動

| 氏名    | 変更後                    | 変更前   | 異動年月日      |
|-------|------------------------|-------|------------|
| 金丸 眞明 | 社外取締役(新任)              | —     | 2022年3月30日 |
|       | 取締役会長 執行役員<br>国内金融事業担当 | 社外取締役 | 2022年6月24日 |

## (3) 2023年1月1日以降の取締役の地位及び担当等の異動

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等として行った行為に起因する第三者からの損害賠償請求による損害賠償金や訴訟費用を当該保険契約により定められた限度額の範囲において填補することとしております。

ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た事実がある場合等、当該保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社（J Trust Royal Bank Plc.を除く）の取締役、監査役、執行役員及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

## (5) 補償契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

## (6) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、金銭による固定的な報酬である基本報酬及び中長期的なインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を付与するものとする。但し、社外取締役については、業務執行から独立して取締役を監督することが期待されることから、基本報酬（金銭報酬）のみ付与するものとし、譲渡制限付株式報酬は付与しない。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額及び付与の時期の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定的な報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

3) 株式報酬の内容及び算定方法の決定方針

取締役の株主利益に対する意識の更なる向上、及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、当社の取締役に対し、株主総会において基本報酬（金銭報酬）と別枠で承認を得た範囲内において、事前交付型の譲渡制限付株式報酬を付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて定める。

4) 個別の取締役に対する報酬の構成割合の決定方針

個別の取締役に対する基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬の構成割合は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案しつつ、取締役のインセンティブ付与という株式報酬の目的に照らして最も適切な支給割合となるように適宜決定を行うものとする。但し、社外取締役については、基本報酬（金銭報酬）のみ付与するものとし、株式報酬は付与しない。

5) 報酬等の付与の時期の決定に関する方針

当社の取締役に対する報酬の付与の時期は以下のとおりとする。

ア) 基本報酬（金銭報酬）については、月例で固定額を支給するものとする。

イ) 譲渡制限付株式報酬については、事前交付型とし、年1回、毎年一定の時期に付与するものとする。但し、年度によっては、業績、株価、社会情勢等に鑑み、付与しないこともあり得る。

6) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

当事業年度におきましては、2022年3月30日開催の取締役会において代表取締役社長 最高執行役員藤澤信義に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには最も適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分        | 報酬等の総額  | 報酬等の種類別の総額 |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|-----------|---------|------------|---------|--------|----------------|
|           |         | 基本報酬       | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役       | 213百万円  | 213百万円     | -       | -      | 8名             |
| (うち社外取締役) | (18百万円) | (18百万円)    | (-)     | (-)    | (3名)           |
| 監査役       | 33百万円   | 33百万円      | -       | -      | 5名             |
| (うち社外監査役) | (31百万円) | (31百万円)    | (-)     | (-)    | (4名)           |
| 合計        | 246百万円  | 246百万円     | -       | -      | 13名            |
| (うち社外役員)  | (49百万円) | (49百万円)    | (-)     | (-)    | (7名)           |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記には当社の子会社等から支給された役員報酬等はありません。  
 3. 監査役5名には、2022年3月30日開催の定時株主総会にて辞任した監査役1名が含まれております。  
 4. 社外取締役3名には、2022年6月24日に取締役に異動した1名が含まれております。  
 5. 取締役の金銭報酬の額は、1998年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。  
 6. 監査役の金銭報酬の額は、1998年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。  
 7. 取締役の譲渡制限付株式報酬の額は、2022年3月30日開催の第46回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

| 地位  | 氏名    | 重要な兼職の状況                                                                    |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 金丸 眞明 | Jトラストグローバル証券株式会社取締役                                                         |
| 取締役 | 畑谷 剛  | 株式会社西京銀行取締役市場金融部長                                                           |
| 取締役 | 石坂 匡身 | 一般財団法人大蔵財務協会顧問                                                              |
| 監査役 | 山根 秀樹 | パルティール債権回収株式会社監査役                                                           |
| 監査役 | 小島 高明 | シンガポール国立大学兼任教授                                                              |
| 監査役 | 植田 統  | 青山東京法律事務所 所長弁護士<br>名古屋商科大学経営大学院教授<br>ケンブリッジ大学出版株式会社監査役<br>ダイスター・サービス株式会社監査役 |
| 監査役 | 猪狩 稔  | 猪狩稔税理士事務所<br>医療法人財団厚生協会 評議員                                                 |

- (注) 1. Jトラストグローバル証券株式会社及びパルティール債権回収株式会社は当社の子会社であります。  
 2. 株式会社西京銀行と当社の間には、資金の借入れ及び融資保証業務等の取引関係があります。  
 3. 上記1及び2を除いた他の法人等の重要な兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名               | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                          |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金丸 眞明<br>(社外取締役) | 2022年3月30日就任以降、当事業年度において、2022年6月24日の取締役への異動までに開催された取締役会5回の全てに出席いたしました。株式会社西京銀行の代表取締役として豊富な経験から、取締役会において適宜発言を行ってまいりました。                                                                            |
| 畑谷 剛<br>(社外取締役)  | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。金融機関における豊富な知識と役員経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各諸施策の決定やガバナンスの強化について有益な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                   |
| 石坂 匡身<br>(社外取締役) | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。財務省出身者としての専門的見地と上場会社の豊富な役員経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、経営全般の監視と議案の審議における客観的かつ公正な立場から助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                    |
| 山根 秀樹<br>(社外監査役) | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。豊富な金融機関の実務及び監査業務等の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。                                                         |
| 小島 高明<br>(社外監査役) | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。外務省出身者としての専門的見地と特命全権大使等の要職を歴任された経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、グローバルな視点から当社グループ企業全体の経営等について適宜、必要な発言を行っております。                                 |
| 植田 統<br>(社外監査役)  | 2022年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。企業経営者としての実務経験、企業経営に関する高度の知見と経験及び弁護士としての専門的知識と幅広い経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、企業法務全般の視点から当社グループ企業全体の経営等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 猪狩 稔<br>(社外監査役)  | 2022年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。税理士としての幅広い業務経験と専門的知識、税務当局の要職を歴任された経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、税務及び会計に関する豊富な知見に基づき、適宜、必要な発言を行っております。                        |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

また、取締役会に先立ち、事前に議案内容、その他重要事項について協議を行っております。

協議の結果、議案内容等に疑義が生じた場合は取締役会において、経営陣に対し提言を行う体制を整備しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役である山根秀樹氏を除く）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度額はいずれも法令が定める最低責任限度額であります。

(8) 取締役会の実効性評価の結果と概要

当社は、取締役会の更なる実効性向上を図るため、社外取締役を含む全取締役を対象に、取締役の自己評価を踏まえ取締役会の実効性に関する評価を無記名アンケート形式にて実施しております。その結果、取締役会の役割を適切に果たし、有効に機能しているものと判断いたしました。なお、当社グループにおいては多様な業種の会社があるため、社外役員の理解がより得やすい運営をするように配慮してまいります。また、毎期末に、代表取締役社長が従業員による各取締役に対する評価を役員通信簿として実施し、広く意見を吸い上げ、取締役会全体の実効性について判断しております。評価結果を踏まえ、課題と認識した事項については、重点的に改善に向けた取り組みを進め、取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称  
太陽有限責任監査法人
- (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                             | 報酬等の額  |
|---------------------------------|--------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 165百万円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 180百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を経営の最重要課題と位置付けた上で、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決定を会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により行う旨を定款で定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、最近の業績の動向等を勘案し、1株当たり10円（中間配当無配）とし2023年3月29日を支払開始日といたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社グループ各社が自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、当社が適切な管理及び支援を行うことにより、当社グループにおける業務の適正の確保を図る。
 - ②「関係会社管理規程」を制定し、当社グループ各社に、一定の重要事項について、当社の事前承認又は報告を義務付ける。
 - ③子会社における業務の適正性を監視できる体制とするため、当社の役職員、若しくは当社の役職員相当に業務の適正性を監視できると認められる者が子会社の取締役若しくは監査役として就任する。また、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査し得る体制、及び監査役・監査役会が直接調査し得る体制とし、その報告は直接当社の代表取締役社長に報告される体制とする。
 - ④子会社の計数管理に関しては経理部門が分掌し、連結決算作成の管理監督を行う。
 - ⑤当社グループ各社の役員で構成される経営会議を開催し、業績及び各事業部門の業務進捗管理並びに業務執行状況について検討を行い、適切な対応を行う。
 - ⑥子会社のうち、株式会社については原則として取締役会設置会社とする。

【運用状況の概要】

- ①③原則として当社の役職員、若しくは当社の役職員相当に業務の適正性を監視できると認められる者が子会社の取締役又は監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視しております。また、子会社に対して当社内部統制・監査室が直接監査し得る体制、及び監査役・監査役会が直接調査し得る体制とし、その結果は直接当社代表取締役社長に報告しております。
- ①⑤当社グループ各社の役員で構成される経営会議を毎月1回開催し、子会社の業務執行状況等について検討・対応をしております。
- ②「関係会社管理規程」を策定し、社内グループウェア上に掲示する等によりこれを周知し、当社グループ各社に、一定の重要事項について、当社の事前承認又は報告を義務付けております。
- ④子会社の計数管理は経理部が分掌し、連結決算作成の管理監督を行っております。

- ⑥当社グループでは、株式会社については原則として取締役会設置会社としております。
- (2) 当社グループ各社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、「倫理憲章」及び「企業理念」並びに「行動理念」を経営の基本として策定し、当社グループはその規模や特性に応じて業務運営の効率性、情報の正確性、コンプライアンス体制を充実強化し、会社資産の健全化を追求する。これを実践するため、法令、定款の遵守はもとより、別に定める「コンプライアンス規則」等に基づく行動規範・企業倫理の遵守の徹底を図る。また、当社グループ各社の取締役及び使用人がこうした社会規範・倫理・法令等の遵守及び浸透を率先垂範することにより、公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。
 - ②これらの体制を監視・見直し・改善することを目的に設置されているコンプライアンス・リスク管理委員会を通じ、更なるコンプライアンス体制の強化につなげる。
 - ③財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。
 - ④当社グループ内の企業倫理相談窓口、及び外部通報相談窓口を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の問題について適切な対応を行う。
 - ⑤上記④に関する通報者の氏名及び情報等は秘匿し、通報者に対して、法令違反等を通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

【運用状況の概要】

- ①「倫理憲章・企業理念・行動理念」及び「グループコンプライアンス規則」を策定し、社内グループウェア上に掲示する等により周知徹底を図っております。
- ②当事業年度においてコンプライアンス・リスク管理委員会を4回開催し、グループ内における法令遵守状況及び問題点等を報告し、発生原因・対応策等について議論・改善を行っております。
- ③当社内部統制・監査室において、グループ内の各事業拠点を対象に財務報告に係る内部統制評価を実施し、必要に応じて改善を図っております。
- ④⑤社内・社外に内部通報窓口を設け、法令違反その他コンプライアンス上の問題について適切な対応を行う体制を確保しております。また、内部通報窓口へ報告及び相談を行ったことを理由として、当該従業員が人事処遇その他の不利益を受けない旨を「グループコンプライアンス規則」に定め、周知徹底を図っております。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①「文書管理規程」に基づき、当社の所管する部署は、法定の議事録及び任意の経営会議議事録の他、重要な職務の執行に係る文書等を、その添付資料とともに、社内規程の定めるところによりこれを適切に保管し管理する。また、当該資料については、当社の取締役・監査役が常時閲覧することができるものとする。
- ②「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役・監査役が常時閲覧することができるものとする。

【運用状況の概要】

- ①取締役会議事録等の法定議事録及び経営会議議事録等は、所管部署において「文書管理規程」に定めた保存年限に基づき適切に保管・管理し、当社の取締役・監査役から当該資料の閲覧を請求された際には適切に対応しております。
- ②各子会社における法定議事録の写し等は、当社総務部が適宜提出を受け、保管・管理し、当社の取締役・監査役から当該資料の閲覧を請求された際には適切に対応しております。

(4) 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理については以下の内容にて取組むものとする。

- ①適正なリスク管理体制の構築・運営及び対応のため「リスク管理規程」を制定し、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定める。
- ②上記規程に基づき、具体的な手順を記述した「リスク管理マニュアル」を制定し、潜在するリスクに対する情報の抽出及び評価を行い、迅速かつ実践的な対処を可能にする。
- ③社内外で想定される将来リスクを的確に予測・整理し、事前に対策を講じること等を主目的とするリスク管理部門を中心として、各部門において一層のリスク管理体制強化を図るものとする。
- ④上記にも関わらず不測の事態が発生した場合は、リスク総括責任者を本部長とする対策本部を発足し、速やかな調査と対応策を実践する。

【運用状況の概要】

- ①事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を「リスク管理規程」に定め、社内グループウェア上に掲示する等によりこれを周知し、適正なリスク管理体制の構築・運営及び対応に努めております。
- ②③リスク情報の抽出及び評価を行う手順を「リスク管理マニュアル」に定

め、運用しております。また、当該マニュアルにおいて、具体的なリスク収集手法やリスクの管理手順を整備し、社内外で発生することが想定される将来リスクや潜在リスクに対し、迅速かつ実践的な対応を行っております。

- ④不測の事態が生じた場合における対策本部の発足及び速やかな調査と対応策を決定・実施する手順を「リスク管理規程」に定めておりますが、当事業年度において該当事項はございません。

(5) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また、子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。
- ②電子稟議システムの活用により社外からでも稟議の閲覧、決裁を可能とし、意思決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。
- ③決定に基づく職務の執行については「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき担当役員が各責任者に対して指示し、執行される。また、内容が部門間にまたがるような場合は担当役員間にて調整を行い、効率的な執行体制を確保する。

【運用状況の概要】

- ①当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を6回開催し、経営に関する重要事項及び個別案件の決議を行っております。また、子会社においては原則3ヶ月に1回以上の頻度で定時取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会をそれぞれ開催し、経営に関する重要事項及び個別案件の決議を行っております。
 - ②当社では電子稟議システムの利用により社外からでも稟議申請案件の閲覧・決裁が可能な体制を整え、意思決定の迅速化を図っております。
 - ③「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を策定し、各部署における職務の分掌及び職位毎の権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営が可能となる体制を確保しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
- ①監査役が必要とした場合は、職務を補助する使用人を置くものとする。その場合当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。

- ②監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

【運用状況の概要】

- ①②監査役の職務を補助する使用人の任命、人事評価等の事項は「監査役監査基準」に定められております。現在、監査役会の要請により監査役の職務を補助する使用人を兼務にて1名選任しております。
- (7) 監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項において同じ。）は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行う。
- ②当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、当社グループに重大な損害を与える事実が発生し得るおそれがあるとき、また、当社グループ各社の役職員による重大な違反行為を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告するものとする。
- ③当社の監査役は常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対して直接説明を求めることができる。
- ④当社の監査役は、当社グループ各社の取締役会及び経営会議の他、意思決定の過程、執行状況の把握のため随時委員会等の会議に出席することができる。また、代表取締役社長との定期的な意見交換により経営方針の確認等意思の疎通に努める。
- ⑤当社グループ内の企業倫理相談窓口、又は外部通報相談窓口で法令違反その他コンプライアンス上の問題について内部通報があった場合における、当社の監査役への迅速な報告体制を確保するものとする。
- ⑥上記①及び②の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

【運用状況の概要】

- ①③必要に応じて監査役が当社の取締役、使用人及び子会社の役職員に対し、直接、業務の執行状況等について説明を求めることが可能な旨が「監査役監査基準」に定められております。また、監査役から要請を受けた当社の取締役、使用人及び子会社の役職員は、その要請に対し適切に対応しております。
- ②当社及び子会社の役職員は、当社グループに対し重大な損害を与える事実が発生し得るおそれがあるとき、及び当社グループ各社の役職員による重大な違反行為を発見したときは、当社監査役に報告することが「監査役監査基準」に定められており、運用しております。

- ④監査役は、当社グループ各社の取締役会及び経営会議等の会議に出席し、意見を述べる事ができる旨が定められており、運用しております。また、四半期に一度、代表取締役と監査役との間で意見交換会を実施し、経営方針・会社が対処すべき課題等を共有しております。さらに、国内の子会社との間では従前同様に、月次でグループ監査役連絡会を開催し、子会社監査役との情報共有を図っております。また、海外子会社については当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、一般的な日常の監査にて情報共有・連携を図っております。
- ⑤⑥監査役に対し報告をした者が、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する旨を「グループコンプライアンス規則」に定め、適切に運用しております。また、社内・社外に相談窓口を設け、寄せられた情報は監査役へ報告される体制を確保しております。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続を定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

【運用状況の概要】

監査役の職務執行の際に生じた費用等の請求については「監査役監査基準」に定められており、所定の手続きに従って監査役からの費用の請求、及びそれに対する支払いを行っております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備

- ①当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。
- ②当社は、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署を総務部門として、社内各部門長、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

【運用状況の概要】

- ①②当社グループでは、反社会的勢力の排除に向けた基本方針と対応について「反社会的勢力排除規程」及び「不当要求・暴力行為対応マニュアル」に定め、従業員に対し周知徹底を図っております。また、不当要求等に対応する対応部署を当社総務部とし、不当要求防止責任者を任命した上で、必要に応じて警察や暴力追放運動推進センター等と緊密に連携する体制を確保しております。

<ご参考>

当社は、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めております。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、倫理憲章として、以下の5原則を制定しております。

- ①企業の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、上場企業として健全な業務運営を行うとともに、企業活動の透明性を確保し、信頼される企業を目指します。
- ②法令の文言は勿論、その精神まで遵守し、未来世代のため、より豊かで公正な社会の実現に努めます。
- ③全ての関係者の人権を尊重し、社会・経済の健全な発展に貢献すると同時に、異なる文化的伝統や風習を尊重します。
- ④利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。また、反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。
- ⑤難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

また、当社は、「お客様のため、株主様のため、私たち自身のため、いかなるときも迅速に、誠実にチャレンジし続け、皆様とともに世界の未来を創造します。」を企業理念とし、以下のことを推進してまいります。

- ①お客様、株主の皆様、お取引先等、全てのステークホルダーをお客様と考え、その期待に応えるため、「お客様第一」の行動を実行してまいります。
- ②様々な事象に対し「迅速」に対応するとともに、現状に満足することなく「創意工夫・改善」を実行してまいります。
- ③「適時且つ正確な情報開示」を実行するとともに、業務執行にあたっては「高い倫理観」を持って取り組んでまいります。
- ④「新たなサービスや価値観を創造・提供」し、経済の発展に貢献してまいります。

さらに、倫理憲章に基づき、「企業理念」を実践するため「行動理念」である『J・T・R・U・S・T』を別途定めております。

『J』 = 「Justice」 公正な企業経営を行います。

『T』 = 「Teamwork」 経営の根幹である「人」の個性を活かした組織を作ります。

『R』 = 「Revolution」 常に革新志向で価値創造を行います。

『U』 = 「Uniqueness」 当社の独自性を大切にします。

『S』 = 「Safety」 お客様、ステークホルダーの皆様にご安心いただけるよう努めます。

『T』 = 「Thankfulness」 感謝の気持ちを忘れません。

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名は全員社外監査役であります。社外監査役につきましては金融機関出身者、外務省出身者、弁護士及び税理士で構成されており、経営監視機能は十分発揮できているものと考えております。

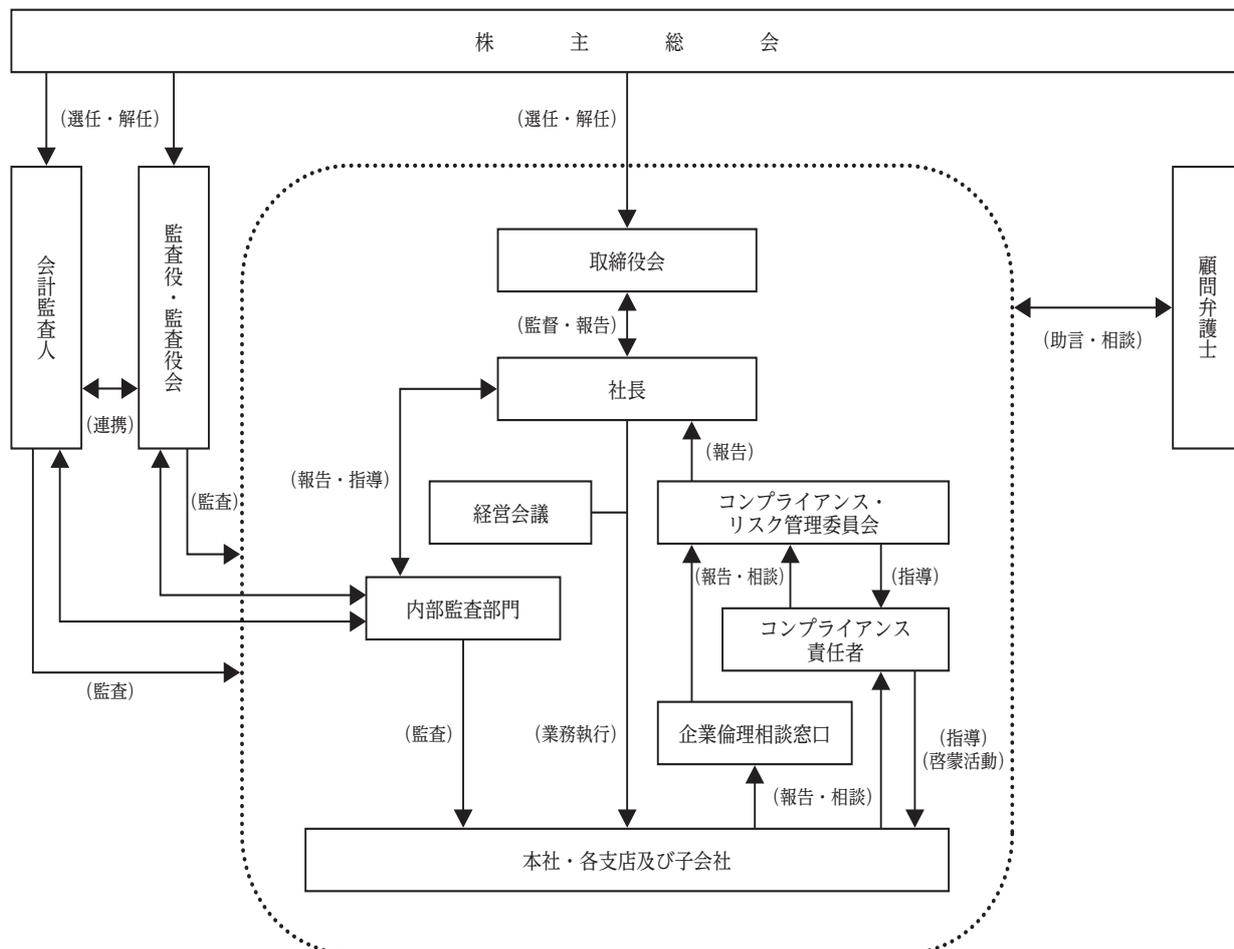
また、社外取締役2名を選任しており、取締役会の監督機能をより強固にする体制としております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、Jトラストグループが社会と共生していくには、株主の皆様やお客様から高い信頼を得るとともに、企業価値の最大化を図ることが必要と考えています。そのため、コンプライアンス（倫理・法令遵守）を柱とし、経営のスピード向上と内部統制・監査機能の強化が両立したガバナンス体制の整備を行うとともに、コーポレート・ガバナンス宣言を掲げ、経営の迅速性、透明性、健全性を確保するよう取り組んでいます。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方の詳細は当社ウェブサイト (<https://www.jt-corp.co.jp/>) に掲載しております。

(3) コーポレート・ガバナンス体制図



貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,736	流 動 負 債	22,233
現金及び預金	4,991	短期借入金	690
関係会社短期貸付金	2,150	関係会社短期借入金	10,900
その他	11,962	一年以内返済予定長期借入金	8,780
貸倒引当金	△366	未払金	1,275
固 定 資 産	137,328	未払法人税等	4
有形固定資産	2,291	その他	583
建物	178	固 定 負 債	36,092
土地	2,098	長期借入金	11,949
その他	14	債務保証損失引当金	221
無形固定資産	6	関係会社事業損失引当金	17,846
ソフトウェア	1	繰延税金負債	5,741
その他	4	預り保証金	198
投資その他の資産	135,030	その他	135
投資有価証券	1,370	負 債 合 計	58,326
関係会社株式	127,484	純 資 産 の 部	
出資金	1,815	株 主 資 本	97,605
長期貸付金	3,981	資本金	90
関係会社長期貸付金	358	資本剰余金	103,045
その他	2,232	資本準備金	3,915
貸倒引当金	△2,212	その他資本剰余金	99,130
資 産 合 計	156,064	利益剰余金	2,161
		その他利益剰余金	2,161
		繰越利益剰余金	2,161
		自 己 株 式	△7,690
		評価・換算差額等	132
		その他有価証券評価差額金	132
		純 資 産 合 計	97,738
		負 債 純 資 産 合 計	156,064

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
受取利息	25	
受取配当金	1,930	
預金利息	31	
その他の営業収益	417	2,404
営業費用		
借入金利息	634	634
営業総利益		1,769
販売費及び一般管理費		1,654
営業利益		115
営業外収益		
受取利息	191	
受取配当金	4	
為替差益	608	
投資事業組合運用益	83	
雑収入	2	889
営業外費用		
雑損失	8	8
経常利益		996
特別利益		
投資有価証券売却益	1,301	
貸倒引当金戻入額	118	1,419
特別損失		
固定資産廃棄損失	13	
減損損失	11	
本社移転費用	14	
債務保証損失引当金繰入額	31	
関係会社事業損失引当金繰入額	2,155	
連結納税個別帰属額調整損失	217	2,443
税引前当期純損失		27
法人税、住民税及び事業税	△806	
法人税等調整額	279	△527
当期純利益		499

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	90	90	99,130	99,220	1,767	1,767	△7,685	93,391
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△105	△105		△105
株式交換による増加		3,825		3,825				3,825
当 期 純 利 益					499	499		499
自己株式の取得							△5	△5
自己株式の処分			△0	△0			0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	3,825	△0	3,825	393	393	△5	4,213
当 期 末 残 高	90	3,915	99,130	103,045	2,161	2,161	△7,690	97,605

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	262	262	93,654
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△105
株式交換による増加			3,825
当 期 純 利 益			499
自己株式の取得			△5
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△130	△130	△130
事業年度中の変動額合計	△130	△130	4,083
当 期 末 残 高	132	132	97,738

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。

ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号

2018年2月16日) 第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当会計年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当会計年度の損益に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準等の適用による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 貸借対照表に計上した金額

関係会社株式	127,484百万円
--------	------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうち、市場価格のない株式は、当該子会社の財政状態に超過収益力等を反映した価額を実質価額として算定し、この実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しております。

PT Bank JTrust Indonesia Tbk.株式の実質価額の算定に当たっては超過収益力等を含めており、のれんに減損が生じた場合には、実質価額の算定に影響を及ぼし、翌会計年

度の計算書類において、PT Bank JTrust Indonesia Tbk.株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

のれんに関する会計上の見積りに関する注記は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 2. 会計上の見積りに関する注記 (1) のれんの評価」に記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保資産

担保に供している資産

預金	2,261百万円
建物	0百万円
土地	2,078百万円
関係会社株式	3,091百万円
計	7,431百万円

上記に対応する債務

短期借入金	640百万円
一年以内返済予定長期借入金	5,507百万円
長期借入金	8,549百万円
計	14,696百万円

担保に供している資産は、上記の債務の他に子会社の借入金に係る担保にもなっております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 11百万円

(4) 保証債務

① 子会社の信用保証業務に関するもの

被保証者	保証金額	保証債務の内容
事業者及び消費者 38,828件	205,707百万円	金融機関等からの借入債務等

(注) 子会社の保証債務に対し連帯保証を行っております。

なお、上記には重疊的債務引受による連帯債務が含まれております。

② 関係会社に関するもの

被保証者	保証金額	保証債務の内容
(株)日本保証	1,306百万円	金融機関からの借入債務
パルティール債権回収(株)	184百万円	金融機関からの借入債務
Nexus Card(株)	2,827百万円	金融機関からの借入債務

③ その他に関するもの

被保証者	保証金額	保証債務の内容
役員、従業員、子会社 役員及び子会社従業員	217百万円	金融機関からの借入債務
その他	15百万円	金融機関からの借入債務

(5) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	2,158百万円
長期金銭債権	1,968百万円
短期金銭債務	569百万円
長期金銭債務	198百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	2,347百万円
営業費用等	425百万円
営業取引以外の取引高	540百万円

(3) 特別利益

投資有価証券売却益は、HSホールディングス(株)の株式を売却したことにより計上したものであります。

(4) 特別損失

関係会社事業損失引当金繰入額は、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上したものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 9,608,942株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

子会社株式	16,363百万円
関係会社事業損失引当金	6,173百万円
繰越欠損金	2,704百万円
その他	1,134百万円
繰延税金資産小計	26,375百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,146百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△23,671百万円
繰延税金資産合計	558百万円

繰延税金負債

関係会社株式交換益	△5,439百万円
資本剰余金からの配当金調整	△732百万円
合併受入資産評価差額金	△38百万円
その他	△89百万円
繰延税金負債合計	△6,299百万円
繰延税金負債の純額	△5,741百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
子会社	(株)日本保証	東京都 渋谷区	95	金融業	所有 直接 100	役員の兼任 事業資金の借入 債務保証	短期事業 資金の借入 (注1)	8,000	関係会社 短期借入金	8,000	
							短期事業 資金の返済	6,000			
							借入金等に 対する 債務保証 (注2)	207,014	-	-	
子会社	Jトラスト システム(株)	東京都 渋谷区	80	システム 業	所有 直接 100	資金の貸付	資金の貸付 (注3)	670	関係会社 長期貸付金	358	
							資金の回収	311			
							-	-	その他 (投資その 他の資産) (注4)	1,968	
子会社	Nexus Bank(株)	東京都 渋谷区	414	ホールデ イング業	所有 直接 100	役員の兼任 事業資金 の借入	短期事業 資金の借入 (注1)	2,900	関係会社 短期借入金	2,900	
子会社	JTRUST ASIA PTE. LTD.	シンガ ポール 共和 国	33,540	投資業	所有 直接 90.6 間接 9.3	役員の兼任	資金の貸付 (注3)	2,150	関係会社 短期貸付金	2,150	
							訴訟費用 等の立替 (注5)	549	その他 (流動資産) (注5)		788
							立替の返済	22			
子会社	PT Bank JTrust Indonesia Tbk.	インドネ シア 共和 国 ジャカル タ 特別 市	123,600	銀行業	所有 直接 74.1 間接 21.6	役員の兼任 増資の引受 担保提供	新株予約権 の引受	7,040	-	-	
							新株予約権 の行使	7,040	-	-	
							増資の 受 引	7,040	-	-	
子会社	PT JTRUST INVESTMEN TS INDONESIA	インドネ シア 共和 国 ジャカル タ 特別 市	2,073	債権 回収業	所有 直接 73.7 間接 26.0	役員の兼任	資金の回収	404	関係会社 短期貸付金	-	
							借入金に 対する 債務保証 (注2)	221	-	-	
子会社	Nexus Card(株)	宮崎 県 宮 崎 市	90	金融業	所有 間接 99.9	債務保証	借入金に 対する 債務保証 (注2)	2,827	-	-	

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 短期事業資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 金融機関等からの借入金、信用保証業務に係る保証債務に対して、保証を行っております。
保証料率については、代位弁済の状況などを勘案して合理的に決定しております。
3. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. Jトラストシステム(株)へのその他（投資その他の資産）のうちの立替金に対し、全額貸倒引当金を計上しております。
5. その他（流動資産）のうちの訴訟費用等の立替については、連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.が係争中の訴訟に係る実際に発生した弁護士費用等を、立替金として求償しております。

(2) 役員等及び個人主要株主

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	藤澤信義	(被所有) 直接 9.39	当社 代表取締役社長	当社が保証する 借入金に対する 被保証予約 (注1)	27	—	—
役員	千葉信育	(被所有) 直接 0.40	当社 代表取締役 副社長	借入金に対する 債務保証 (注2)	49	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社が保証する当社グループ役職員の借入金の一部について、保証予約を受けております。当該保証予約については、保証料の支払いはありません。
2. 金融機関からの借入金に係る保証債務に対して、保証を行っております。
保証料率については、代位弁済の状況などを勘案して合理的に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 837円31銭
- (2) 1株当たり当期純利益 4円38銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、当社及び株式会社ミライノベート（以下、「ミライノベート」という。）の経営を統合することを決議し、同日付けで当社を吸収合併存続会社、ミライノベートを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）に係る合併契約を締結いたしました。

なお、本合併は、2023年1月13日開催のミライノベート臨時株主総会において承認可決され、2023年2月1日付けで実施しております。

その概要は次のとおりであります。

①合併の目的

昨今の世界的な金融情勢や政治情勢の不安定、及びアフターコロナにおける人々の生活環境の変化は、企業活動をより困難な局面に直面させており、ミライノベートにおいては、不動産及び再生可能エネルギー事業における顧客ニーズの多様化や投資事業におけるボラティリティの高まりへの対応、及び新規事業参入への経営リソースの確保が主な事業課題となっております。

当社においては、日本金融事業では保証事業の一層の拡大や証券子会社における投資銀行部門・IPO審査部門の強化を図ること、韓国及びモンゴル金融事業ではバランスのとれたRisk-Returnを目標に資産内容の質的な向上を追求しつつ資本に見合う量的成長を図ること、東南アジア金融事業では貸付債権の積み上げによる収益基盤の強化とそれに対応する資金・資本の確保・拡充を図ることなどが主な事業課題となっております。

上述のとおり、当社及びミライノベートはそれぞれ事業課題を有していたところ、両社は経営統合することによりシナジー効果を実現し、事業課題の解決のみならず、更なる企業価値の向上が見込まれるものと考え、本合併を行うものであります。

②取引の概要

(a) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容等（2022年3月31日現在）

a. 名称	: 株式会社ミライノベート
b. 住所	: 東京都品川区西五反田七丁目17番7号
c. 代表者の氏名	: 代表取締役社長 泉 信彦
d. 事業の内容	: ホールディング業務
e. 資本金の額	: 100百万円
f. 売上高	: 3,157百万円（単体）
g. 当期純利益	: 1,367百万円（単体）
h. 資産の額	: 20,397百万円（単体）
i. 負債の額	: 259百万円（単体）
j. 純資産の額	: 20,138百万円（単体）
k. 従業員数	: 13名（単体）

(b) 企業結合日

2023年2月1日

(c) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、ミライノバートを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式で、ミライノバートは解散いたします。

(d) 結合後企業の名称

Jトラスト株式会社

(e) 取得企業を決定するに至った主な根拠

連結での売上や資産規模、及び時価総額は当社が大きく上回っていることから、当社を存続企業として上場を維持することが資本市場の観点から適切であると判断し、当社を取得企業とすることといたしました。

(f) 本合併に係る割当ての内容

a.合併比率：ミライノバートの株式1株に対して、当社の株式0.42株を割当て交付いたします。ただし、ミライノバートが保有する自己株式794,086株（失念株100株を含む。）については、本合併による株式の割当ては行いません。

b.合併により発行する株式の種類及び数：当社の普通株式 20,700,545株

③取得関連費用

本合併に係る取得関連費用は18百万円（概算）であり、翌会計年度に計上する予定であります。

④取得日現在における支払対価、取得資産、引受負債、非支配持分及びのれんの公正価値現時点では確定しておりません。

⑤その他重要な事項

本合併により、ミライノバートの連結子会社である株式会社グローバルス、Prospect Asset Management, Inc.他6社が当社の連結子会社となります。

(2) 当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であるNexus Bank株式会社（以下、「Nexus Bank」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行うことを決議し、同日付けで合併契約を締結いたしました。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、Nexus Bankにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併に該当するため、いずれも株主総会による本合併に係る合併契約の承認を得ることなく行います。

その概要は次のとおりであります。

①合併の目的

当社及びNexus Bankはいずれも持株会社であり、経営体制の効率化を図ることを目的に、本合併を行うものであります。

②取引の概要

(a) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容等

- a. 名称 : Nexus Bank株式会社
- b. 住所 : 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
- c. 代表者の氏名 : 代表取締役社長 熱田 龍一
- d. 事業の内容 : ホールディング業務
- e. 資本金の額 : 414百万円(2022年12月31日現在)
- f. 売上高 : 1,003百万円(単体)(2021年12月31日現在)
- g. 当期純利益 : 886百万円(単体)(2021年12月31日現在)
- h. 資産の額 : 25,324百万円(単体)(2021年12月31日現在)
- i. 負債の額 : 224百万円(単体)(2021年12月31日現在)
- j. 純資産の額 : 25,099百万円(単体)(2021年12月31日現在)
- k. 従業員数 : 7名(単体)(2022年12月31日現在)

(b) 企業結合日

2023年4月1日(予定)

(c) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、Nexus Bankを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式で、Nexus Bankは解散いたします。

(d) 結合後企業の名称

Jトラスト株式会社

(e) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の完全子会社であることから、当社を取得企業とすることといたしました。

(f) 本合併に係る割当ての内容

当社は、Nexus Bankの発行済株式の全てを保有しているため、本合併による株式その他財産の割当てはありません。

③その他重要な事項

本合併により、翌会計年度において、Nexus Bank株式に係る繰延税金負債を取り崩す見込みであります。

12. その他の注記

企業結合に関する注記

当会計期間において、当社を株式交換完全親会社、Nexus Bank株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しております。詳細は、「連結注記表 7. 企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

Jトラスト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田尻 慶太 ⑩
公認会計士 岩崎 剛 ⑩
公認会計士 今川 義弘 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Jトラスト株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表 11. 重要な後発事象に関する注記（1）に記載されているとおり、会社は、2022年11月14日開催の取締役会において、会社及び株式会社ミライノバート（以下「ミライノバート」という。）の経営を統合することを決議し、同日付で会社を吸収合併存続会社、ミライノバートを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）に係る合併契約を締結した。なお、本合併は、2023年1月13日開催のミライノバート臨時株主総会において承認可決され、2023年2月1日付で実施している。

2. 個別注記表 11. 重要な後発事象に関する注記（2）に記載されているとおり、会社は、2023年2月14日開催の取締役会において、会社を吸収合併存続会社、会社の連結子会社であるNexus Bank株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属



明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

Jトラスト株式会社 監査役会

常勤社外監査役 山根秀樹 

社外監査役 小島進明 

社外監査役 植田 統 

社外監査役 猪狩 稔 